

Ⅲ. 街路樹管理計画

1. 計画の視点

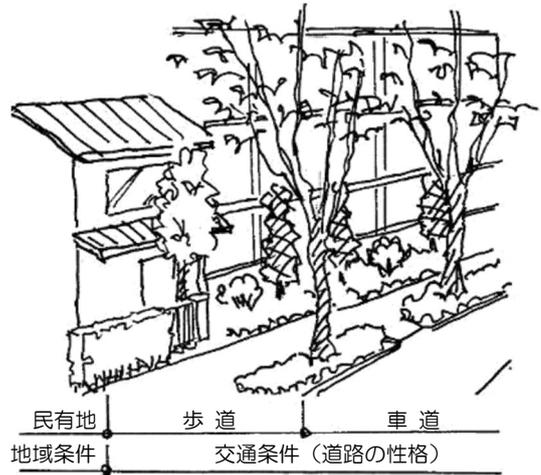
街路樹の管理を考えていく上で、個々の樹木の生育状況と、道路上での配置や周辺との関係性の両面で捉えていく必要があります。そこで、主に空間の構成に関わる「よこ軸」と、植栽の質に関する「たて軸」の2つの視点を設定するとともに、街路樹管理における課題を踏まえ、計画の方向性を以下のように設定しました。

1) 空間の構成—よこ軸—

街路樹は道路の付属物であり、道路の交通条件や沿道土地利用等の地域条件を理解し、道路の機能を損なわない範囲でその機能を最大限発揮させる必要があります。このため、長期的・計画的な視点も踏まえた、「空間の構成」の適正化により、健全な街路樹となるよう管理していくことが求められます。

【問題点・留意事項】

- | | |
|-----------|---------|
| ○通行阻害 | ○狭い植樹帯 |
| ○認識阻害 | ○樹冠の競合 |
| ○周辺施設への影響 | ○民地への越境 |
| ○倒木の危険 | ○財政上の限界 |



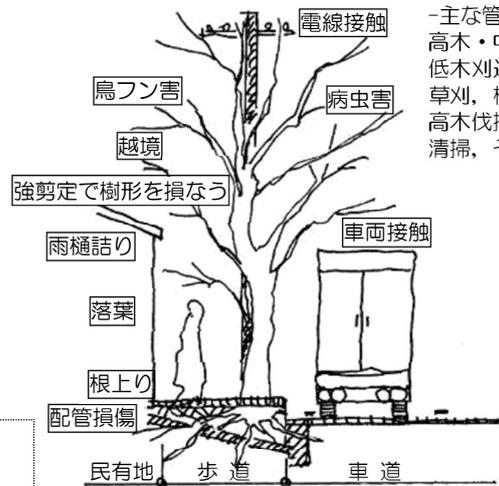
図Ⅲ-1：空間の構成—よこ軸—の概念

2) 植栽の質—たて軸—

街路樹はまちの景観をつくる要素であり、樹木の活力低下や設備の劣化により、その機能は低下します。このため、生き物としての生育環境に留意した日常管理、ライフサイクルを踏まえた計画的な植替え、ビスタ（見通し景観）の形成を目指した美観維持等、「植栽の質」の向上に努め、健全な街路樹となるよう管理していくことが求められます。

【問題点・留意事項】

- | | |
|--------------|--------------|
| ○樹木の老木化・成長不良 | ○植替え必要と保全要望 |
| ○病虫害の発生 | ○量から質へ |
| ○植樹帯の劣化 | ○ビスタ形成、景観づくり |
| ○隣接地への影響 | ○在来種の活用 |



-主な管理作業-
高木・中木剪定、
低木刈込、除草、
草刈、枯枝撤去、
高木伐採、補植、
清掃、その他

※囲み文字は管理を要する課題を示す

図Ⅲ-2：植栽の質—たて軸—の概念

3) 計画の方向性

- | | |
|------------------------------------|--------|
| ① 道路機能の維持と街路樹の効果を発揮させる管理 (よこ軸・たて軸) | 基本方針1へ |
| ② 街路樹の生育環境の適正化を図るための管理 (よこ軸・たて軸) | 基本方針2へ |
| ③ 美観を整え心地良い街路樹として維持していく管理 (たて軸) | 基本方針3へ |
| ④ 個性ある魅力的な景観づくりへとつながる管理 (たて軸) | 基本方針4へ |
| ⑤ 街路樹管理に関する市民の理解と協力の仕組み (たて軸) | 基本方針5へ |

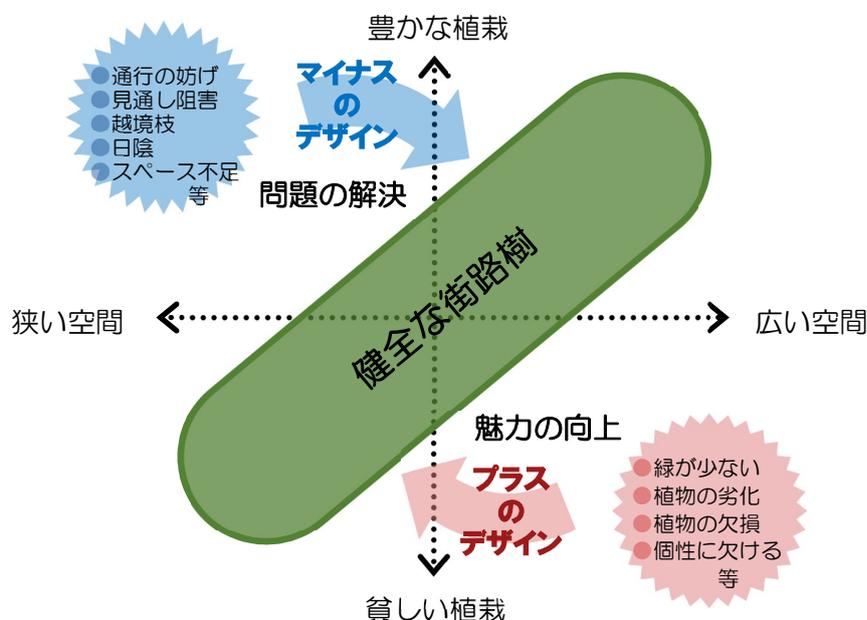
2. 基本理念（コンセプト）

以上を踏まえ、本計画では街路樹管理の基本理念を以下のように設定します。

まちの表情を整える街路樹ケア

街路樹はまちの緑の資産であり、様々な機能で私たちの暮らしを支え、その存在は景観の質や住民の満足度を高めています。しかし、ケア（care）を怠れば、劣化が進み、価値は低下し、問題も発生するなど、負担が価値を上回るようになります。

ケア（care）とは一般に、世話や配慮、気配り、手入れ、メンテナンスを意味します。数量のみならず品質にも強くこだわり、空間規模に適した豊かな植栽を目標に管理していくことで、より健全な街路樹を育み、まちの表情を整えるアイテムとして未来に継承していきます。



図Ⅲ-3：街路樹管理のイメージ

3. 基本方針

前章で整理した問題課題を踏まえ、上記の視点及び基本理念に基づき、今後の街路樹管理のあり方として、以下に示す5つの基本方針を設定しました。

基本方針1	「道路」の安全性・快適性を第一に
基本方針2	「植替え」で持続可能な緑の資産へ
基本方針3	「手入れ」の質を高めより健全に
基本方針4	「樹種選定」で調布らしさを
基本方針5	「市民協働」でより親しみ愛される街路樹へ

1) 関連法令・基準を遵守します

街路樹の管理（特に再整備を伴う植替え）は、「道路構造令」、「市条例」及び「道路緑化技術基準」が定める整備・管理の基準に準ずるものを原則とします。

【植樹帯の設置】

第4種第1級及び第2級^{※1}の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとします。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りではありません。〔道路構造令第11条の4、市条例第12条〕

【植樹帯の幅員】

1.5mを標準とします。都市部や景勝地を通過する幹線道路等については、道路の構造、交通の状況、沿道の土地利用の現状などを総合的に勘案して決定します。〔道路構造令第11条の4、市条例第12条の2〕

【快適性の向上】

道路緑化にあたっては、道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、当該緑化に求められる機能を総合的に発揮させ、もって、道路空間や地域の価値向上に資するよう努めるとともに、交通の安全、適切な維持管理及び周辺環境との調和に留意します。〔道路緑化技術基準 1-3 道路緑化の基本方針〕

※1：第4種第1級及び第2級は、1日の通行が4,000台以上の市町村道路を指す。

《解説》道路緑化に求められる機能には、以下のものがあります。

- 景観向上機能（まちの景観向上、景観統合・調和、遮蔽、地域愛着醸成）
- 環境保全機能（交通騒音低減・大気浄化、生き物の住処・移動経路、地球温暖化緩和）
- 緑陰形成機能（休憩、休息、快適空間の提供）
- 交通安全機能（遮光、視線誘導、交通分離、指標、衝撃緩和）
- 防災機能（飛砂・地吹雪・雪崩・浸食・延焼等の防御）
- その他機能（コミュニティ機能など）

2) 「道路巡回」と「対応措置」で安全性・快適性を保ちます

(1) 道路巡回の実施

樹木等の管理にあたっては、道路巡回や道路利用者等からの道路の異状等に関する情報の活用により、道路交通への支障や道路利用者等の危険の未然防止に努めます。

〔道路緑化技術基準 3-1 道路巡回〕

《解説》道路巡回のタイプと実施の場面を、以下のように設定します。また、定期巡回において、市と維持管理業者が合意して検査・評価できる様式やシステムを導入します。

通常巡回 (月1回)	市職員が実施するもので、落枝、枯損樹木、横断している、若しくは横断しようとする歩行者等又は道路標識の視認性への影響の有無等を確認
定期巡回 (年1回)	維持管理事業者が年間管理の中で「樹木点検」として実施するもので、落枝、枯枝、枯損樹木の有無等の確認のほか、キノコ等の発生、他の構造物への干渉等の枯損や倒伏に繋がる事象を確認
異常時巡回 (随時)	台風・大雪・地震等発生時に市が実施するもので、樹木の被災状況及び道路交通等への影響を確認

更に、身近な生活空間として利用している市民からの異常等の情報提供により、巡回の効果を高めることが期待できます。詳細は [基本方針5 \(p.28\)](#) [Ⅲ-6管理計画の運用 \(p.50\)](#)

公共施設としての「道路」本来の機能を妨げず、
通行のしやすさと安全性を高めるよう街路樹の管理を行います。

(2) 対応措置の実施

道路巡回で異状又はその兆候が確認された場合は、必要に応じて専門家による調査を行うなどの方法により、樹木の健全度について確認し、安全の確保の観点から対策の必要性及び緊急性を判断したうえで、必要な対応措置を適切に行います。〔道路緑化技術基準 3-1 道路巡回〕

《解説》主な対応措置は以下のとおりです。

詳細は  Ⅲ-5.管理技術指針 (p.37~47)

問題	措置	(対応前)	(対応後)
●落枝・倒木 枯れた樹木が大枝を落として倒れるなどして、車や歩行者の通行を妨害	<ul style="list-style-type: none"> 落枝・倒木の撤去 樹木調査 予防的剪定 予防的伐採 (右写真) 		
●越境枝 高木の枝が伸び、信号や標識等を覆うなど、構造物に接して機能を阻害	<ul style="list-style-type: none"> 枝の誘導 剪定 (右写真) 		
●視認性の阻害 交差点の高木、高くなりすぎた低木、雑草等が、車両から歩行者の視認性を阻害	<ul style="list-style-type: none"> 除草 高木の伐採 剪定高の切り下げ (右写真) 		
●大径木化 ・根上り 幅員や植栽柵に対し大きく成長した高木が、施設損傷や歩行空間を圧迫	<ul style="list-style-type: none"> 施設の修繕 植栽柵の拡幅 街路樹の植替え  基本方針2 (p.22)		

コラム #2

大径木化・老木化等による新たな問題

東京都は大径木を「幹周 90cm 以上」と定義しています。本市の街路樹の多くは植栽後 40~50 年が経過し、大径木化・老木化が進んでいます。更に、近年ではゲリラ豪雨、台風の巨大化等が頻発するなど、街路樹を取り巻く想定外の新たな問題が多発しており、これらに対する迅速な対応が求められています。

1) 適切なタイミングの「植替え」で健全な成育を維持します

(1) 植替えの時期

樹種や生育環境で異なりますが、大径木化で樹木が競合し樹勢が衰えたり、美観や安全性・快適性が悪化したり、管理負担が増大する等の問題が生じてくることから、樹木の大径木化の程度と樹木診断の結果を目安に植替えを検討します。

(2) 樹木診断に基づく植替え

【樹木診断の実施】

道路巡回で異常が見られた場合は、専門家（樹木医等）による樹木診断を実施します。

【樹木の更新】

道路利用者等の安全確保を考慮して、落枝、病虫害・空洞等の活力低下が確認され、倒伏等に繋がる恐れがある場合、大径木化による道路交通や他の構造物への影響等が確認あるいは想定される場合には、危険回避のための除伐や未然防止のための更新その他の措置の必要性や緊急性等を総合的に検討し、適切な措置を講じます。〔道路緑化技術基準 3-3 樹木の更新 1〕〕

《解説》街路樹の診断・植替えは、右の更新の考え方に沿って実施します。樹木診断の判定結果（健全度が高い順にA・B1・B2・C）のうち、C判定（キノコがある場合はB2）の樹木は、迅速な対応が求められます。

詳細は [Ⅲ-5.管理技術指針 \(p.44\)](#)

[Ⅲ-6.管理計画の運用 \(p.51\)](#)



樹木診断の様子

チェック項目

① 道路工事
かどうか？

② 事故の危険性は
高いか？

③ 通行・施設・周辺
に支障をきたす
可能性があるか？

④ 生育状況・
環境・景観が
不適切か？

状況に応じ、右のうちのいずれかを実施

植替え

既存木を伐採し、以下の①～③を選択
①同種の若木に新植
②適した他樹種に変更
③植栽構成を変更

伐採

既存木を伐採・抜根
その後、新植しない

維持

剪定や根上り対策で
既存木のまま管理

図Ⅲ-4：更新の考え方

(3) 段階計画による予防的植替え

大径木化、高木化等により道路の区域内で健全な樹形や良好な景観が維持できなくなると予想される場合には、計画的かつ段階的に更新を検討します。

〔道路緑化技術基準 3-3 樹木の更新 2〕〕

《解説》寿命を迎える樹木は年々増加していくため、早急な植替えが求められない樹木（A～B1判定）についても、これを残しつつ、予防的視点あるいは道路整備や沿道開発との一体的整備を念頭に、路線や区間単位で計画的・段階的な植替え計画を検討していきます。

詳細は [Ⅲ-6.管理計画の運用 \(p.54\)](#)

生き物である街路樹の生態に留意し、
樹木診断に基づく「植替え」で健全な生育を維持していきます。

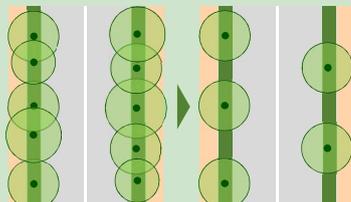
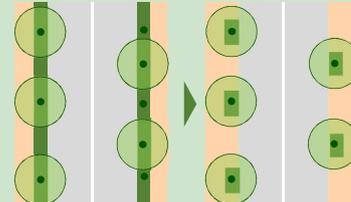
2) 適切な「植替え」によりまちの魅力を高めます

(1) 樹木の植替え

更新にあたっては、従前の道路植栽にこだわらず、道路利用状況、沿道状況等の変化を考慮し、植栽計画や植栽設計を再検討します。〔道路緑化技術基準 3-3 樹木の更新 3〕

《解説》既存樹木の植替えは、まちの魅力を高める絶好の機会と捉え、以下のような項目について積極的に改善を検討します。

詳細は [Ⅲ-4. 類型別管理方針 \(p.30~36\)](#) , [Ⅲ-5. 管理技術指針 \(p.44, 45\)](#)

	配置・間隔	樹種・品種	断面構成
方向性	安全性・快適性の向上を目的に必要な歩行空間・見通しを確保し、隣接地や健全な育成を阻害しない配置・間隔とします。	道路幅員と最大成長時の樹木規模に留意し、管理しやすい、まちに個性や楽しみをもたらす、地域に適した樹種・品種を選択します。	道路構造、道路利用状況、沿道状況等の変化、道路や沿道の整備等を考慮し、必要に応じて断面構成の変更を検討します。
基準	<ul style="list-style-type: none"> ●有効歩行幅員を確保※1 ●間隔は 10~15m ●いや地※2 を避ける ●交差点部分を避ける 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路幅員に適した樹種へ ●病虫害に強い樹種へ ●まち魅力となる樹種へ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">基本方針4 (p.27)</div>	<ul style="list-style-type: none"> ●高木+低木 (高幅員) ●高木のみ (狭幅員) ●低木のみ (狭幅員) ●なし (安全性を優先)
例	間隔を開ける 	樹種を変更  更新時にシラカシからサルスベリへ	断面構成を変更 

※1：歩道幅員は交通量が多い道路 3.5m 以上、その他 2.0m 以上（道路構造令第 11 条第 3 項、市条例第 10 条の 3）

※2：植替え前と同種のため連作障害が懸念される植栽地

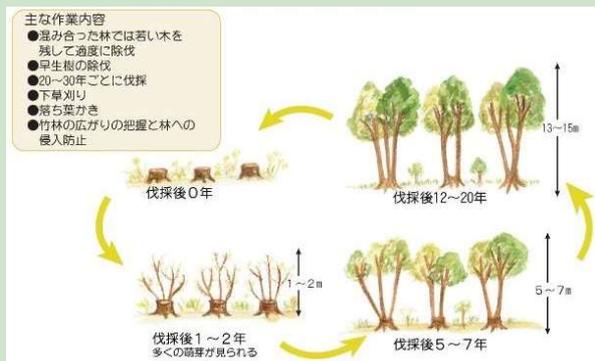
(2) 植栽基盤等の更新

植栽柵や土壤改良、フェンスなどの植栽基盤や設備の更新は、街路樹管理では行わないものとし、道路の再整備（拡幅、バリアフリー化、電線地中化等）や沿道の開発、地区計画等との一体的整備の機会を活用します。

コラム #3

街路樹は、細長い里山

里山は、農村の人々が薪炭林や農用林として、持続的利用の経営管理の中で生み出した人工の環境です。手入れによって初めてその環境は維持され、機能を維持しつつ 10~15 年ごとの更新によって、貴重な緑の資産として現代まで引き継がれてきました。その意味では、街路樹もまた、細長い里山の一つと言えます。



里地里山の中心をなす二次林の管理【萌芽林維持型】
(里地里山保全再生計画作成の手引き/環境省ホームページ)

3

「手入れ」の質を高めより健全に

基本方針

1) 適切な「手入れ」がきれいな街路樹を保ちます

(1) 「手入れ」の目標設定

樹木の「手入れ」は、目標となる仕立て方（樹高・枝張り・低木の刈込みの高さ・地被類の密度等）を明確に設定し実施します。また、路線ごとに異なる道路構造や周辺条件等を踏まえ、それぞれの特性に適した管理を行います。

《解説》樹木の適切な「手入れ」の目標設定を行うことで、樹木の特性を最大に発揮させつつも、剪定作業の軽減にもつながります。また、道路構造や周辺条件等から路線を類型化し、管理の内容やレベルにメリハリをつけることで、経費の削減にもつながります。

詳細は [Ⅲ-4.類型別管理方針 \(p.30~36\)](#)、[Ⅲ-5.管理技術指針 \(p.37~47\)](#)

(2) 「手入れ」の内容・時期

道路植栽の健全な生育及び緑化機能の維持向上、道路巡回で確認された事象への対応、道路利用者等の安全への影響の未然防止を図るため、剪定、除草、病虫害防除、灌水等の「手入れ」を適切な時期に行います。〔道路緑化技術基準 3-2 道路植栽及び植栽地の管理 1〕〕

《解説》「手入れ」は、その目的から、大きく「育成管理」「維持管理」「年間管理」の3つに分類でき、それぞれの内容と時期を以下に整理します。 詳細は [Ⅲ-5.管理技術指針 \(p.37~47\)](#)

育成管理	維持管理	年間管理
植栽後、緑化目標に到達するまでの期間に行われる、道路植栽の速やかな活着及び緑化目標の早期達成を目的とした管理。 植栽樹木等の活着及び育成を促進し、道路緑化に求められる諸機能が速やかに満足されるような管理を行います。	緑化目標に到達した後に行う、緑化目標の維持を目的として行われる管理。 樹木等の成長を促進する必要はないが、道路植栽に求められる諸機能が長年にわたり満足されるよう管理を行うことが望まれます。	育成管理、維持管理の段階に基づき、当該年度に必要な管理。 植物のライフサイクルや病虫害の発生時期等の季節性を伴う作業項目から時期を定め、合間にその他作業を設定することで年間の作業量の平準化し、職人や作業員を確保より効果的かつ円滑に作業を実施します。
<ul style="list-style-type: none"> ● 活着・育成（灌水／施肥／除草／病虫害防除／幼木植栽の育成／支柱の補修と更新） ● 整姿（剪定／芝生刈込） ● 植栽地の美化（雑草防除／清掃／枯損木の伐採／不要な支柱の撤去） ● 気象被害対策 ● 災害時の応急処置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 活力の維持（灌水／施肥／除草／病虫害防除） ● 整姿（剪定／芝生刈込） ● 植栽地の美化（雑草防除／清掃／枯損木の伐採／不要な支柱の撤去） ● 気象被害対策 ● 災害時の応急処置 ● 一部樹木の植替え 	<ul style="list-style-type: none"> ● 活着、育成及び活力維持（灌水／施肥／除草／清掃／病虫害防除） ● 整姿（剪定／芝生刈込／草花の植替え）

コラム #4

造園・植木のまち 調布

造園業や植木の生産・販売業が盛んで、植木畑や事業所の緑、専門的な知識を持った市民の存在は本市の大きな特徴です。「調布市緑の基本計画」において定めた将来像「ひと・みず・みどりが調和するまち調布」の実現に向け、街路樹の良質な管理の実践、街路樹管理における市民協働を牽引するリーダー等、様々な場面での活躍が期待されます。



植木畑と街路樹
(中央道(側道))

健康な樹木と美しい景観、清潔な道路環境を維持し、健全な街路樹を保つ日常的な「手入れ」を適切に行います。

2) 質の高い「手入れ」で街路樹をより健全にします

(1) 数量管理から品質管理へ

数量管理から品質管理へと意識の転換を図り、品質を保持するための基準・方針を定め、これに基づくより高度な「手入れ」を行うことで、健全で価値の高い街路樹を育みます。

《解説》基準・方針を管理技術指針に明示し、それらを検査・評価するシステムや一定レベルの技術・人材が確保できる仕組みを整えます。より高度な「手入れ」の内容について以下に示します。

詳細は [Ⅲ-5.管理技術指針 \(p.37~47\)](#) , [Ⅲ-6.管理計画の運用 \(p.55\)](#)

ア. より安全に

大径木化や根上り、施設の損壊や視認の阻害等、道路の安全機能を阻害する要因が長期に放置され、大きな問題へと発展することがないように、これらの要因を一早く把握し、適切な措置を施すことでリスクを軽減します。



(実施前) (実施後)
成長した樹木による施設損壊を防ぐための剪定

イ. より健康に

構造物との干渉(舗装・縁石、柵、支柱、看板、架空線等)、競合や被圧(並木同士、沿道樹木)、ペットのトイレ利用等、樹木の健康を阻害するストレスを取り除き、生き生きと健康な樹木の生育を促します。



(拡大図)
樹木の育成を助ける土壌改良(施肥)

ウ. より清潔で美しく

ごみ投棄やペットの糞尿、支柱の破損、低木・地被類の枯損や踏み荒らし、鉢植えや土砂等の投棄、私的植栽やごみ置き場利用など、衛生環境の悪化や美観が損なわれる要因が放置されないよう、清掃・修繕を行うとともに、市民への協力を促します。



(実施前) (実施後)
美観を維持する除草・清掃作業

(2) 美しい景観づくり等

美しい景観形成が必要な地域や、景観法に基づく景観重要公共施設等においては、樹形や植栽地の美しさを維持できるよう、十分な剪定や除草等の頻度を確保し、適切な方法で措置を講じます。〔道路緑化技術基準 3-2 道路植栽及び植栽地の管理 2〕

《解説》美しい景観形成が必要な地域や、緑・まちづくり計画における重要な位置づけをもつ路線については、他路線との差別化を図り、高度な管理手法の導入や市民協働のための規制緩和等、必要に応じ特記事項を適用し、これを推進します。 [基本方針4 \(p.27\)](#)

詳細は [Ⅲ-4.類型別管理方針 \(p.30~36\)](#) , [Ⅲ-5.管理技術指針 \(p.37~47\)](#)

4

「樹種選定」で調布らしさを

基本方針

1) 地域・路線の条件や位置づけに適した樹種を選定します

(1) 道路の構造や沿道土地利用からの樹種選定

樹種選定は、地域環境を踏まえ、地域に合った樹種、管理しやすい樹種、また後に利用上・管理上の問題が発生しないよう、道路の構造や性格に見合った性質を持つ樹木を選定します。

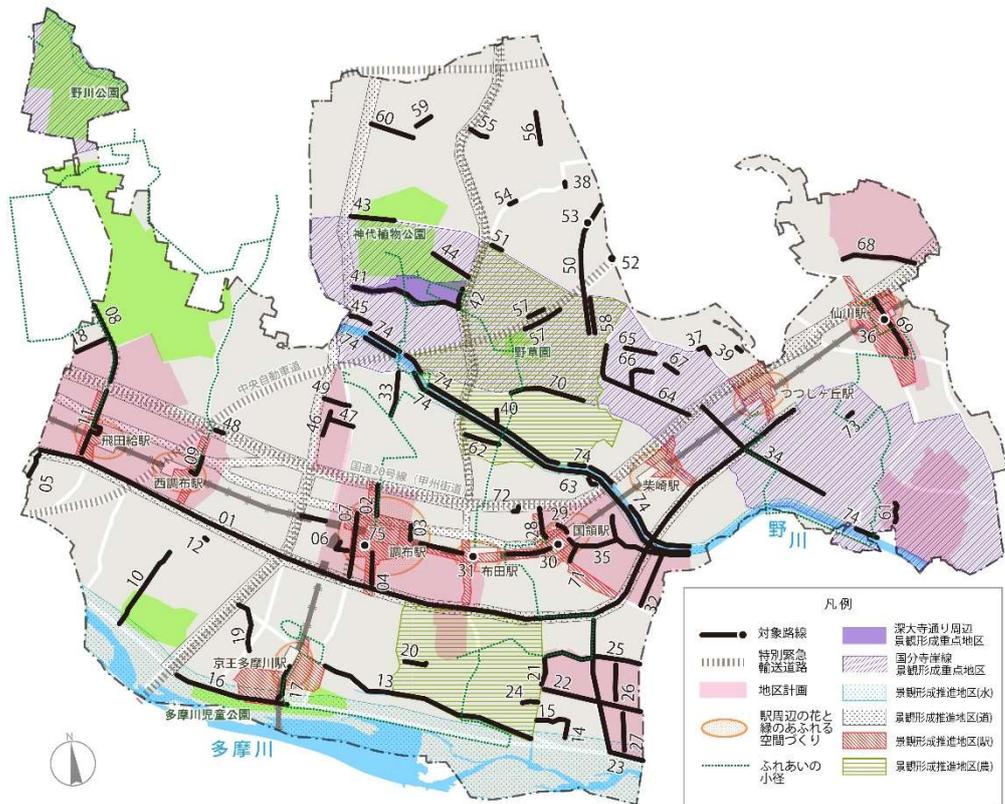
《解説》 在来種の活用も視野に入れ、道路の構造や性格を踏まえた、樹種選定の基準を以下に示します。なお、具体的な樹種及びその特性については  Ⅲ-5.管理技術指針 (p.38)

	条件・環境	樹種選定の基準
道路の構造	歩道有り	管理がしやすく、歩道の幅員や利用形態に見合った樹種
	歩道無し	隣接地に負担をかけない、狭幅員道路にも対応できる樹種
	その他	条件や生育環境、空間の用途やニーズに対応した多様な樹種
道路の性格	駅周辺	まちのにぎわいを演出し、華やかで、樹形を美しくが保てる樹種
	一般街路	まちの美観を保ち、地域に「らしさ」とうるおいをもたらす樹種
	その他	空間の用途やニーズに対応した多様な樹種

(2) まちづくりの方針からの樹種選定

街路樹はまちづくりの重要な要素であり、「都市計画マスタープラン」「景観計画」「緑の基本計画」「地区計画」等における、道路や地域の方針を踏まえた樹木の選定を行います。

《解説》 上記計画において、重要な道路の緑（街路樹）を図Ⅲ-5に示します。



図Ⅲ-5：まちの顔となる重要な街路樹

既存のサクラ並木を継承しつつ、
道路や地域に適した、まちの個性につながる「樹種選定」を行います。

2) 調布らしさとまちの個性につながる樹種を選定します

(1) サクラ並木の継承

調布を代表する風景であるサクラの街路樹は、健全な個体を保全しつつ、道路条件や周辺環境を加味し、配置や間隔の見直し、管理しやすく健全に育つ他品種の導入も視野に入れて、適切な植替えを計画的に行い、今後もサクラ並木としてできる限り継承していきます。

《解説》老木化や大径木化により、街路樹として管理していくことが難しい個体は年々増加していることから、サクラ街路樹管理についてはサクラ街路樹に特化した方針を設定します。

詳細は  **Ⅳ.街路樹のサクラに関する管理方針 (p.56~76)**



サクラの名所（深大寺通り）

(2) 類型ごとの樹種の選定

植替えの機会を活用し、道路構造やまちづくりの方針に基づき設定する類型区分に応じた樹種へと移行します。

詳細は  **Ⅲ-4.類型別管理方針 (p.30~36)**、**Ⅲ-5.管理技術指針 (p.37, 38)**

	A.駅周辺タイプ	B.一般街路タイプ	C.歩道無しタイプ	D.その他タイプ
主な高木	ヤマモモ（常） カエデ（葉） ヤマボウシ（花） ハナミズキ（花） サルスベリ（花） サトザクラ（花） 等	クスノキ（常） ヤマモモ（常） アメリカフウ（葉） イチョウ（葉） トウカエデ（葉） サクラ類（花） コブシ（花） ナツツバキ（花） ハナミズキ（花） サルスベリ（花） 等	ハナミズキ（花） サルスベリ（花） 等	●シンボリックな街路種 -クスノキ（常） -ケヤキ（葉） -サクラ類（花） -コブシ（花） -モミジ（葉） -カヤ（常） 等 ●その他 -サクラ類（花） -ハナミズキ（花） -多品種混植 等
主な中低木	テイカカズラ（つ） 花壇 地被類 等	ツツジ類（常・花） ドウダンツツジ（葉・花） コデマリ（葉・木） ヒュウガミズキ（花） シャリンバイ（花） レンギョウ（花） ハマヒサカキ（常） イヌツゲ（常） 等	ツツジ類（常・花） ドウダンツツジ（葉・花） イヌツゲ（常） アジサイ（花） ベニカナメモチ（垣） 地被類 等	●シンボリックな街路種 -ツツジ類（常・花） -地被類、花壇、芝 等 ●その他 -ベニカナメモチ（垣） -キンモクセイ（垣） -ツツジ類（常・花） -ツゲ・イヌツゲ（常） -多品種混植 等

地被類：地面を被うように生育する植物（タケ・ササ類を含む） / （花）花木 / （常）常緑樹 / （葉）紅葉・黄葉 / （垣）生垣 / （つ）つる性植物

コラム #5

隣接地の緑との一体的な整備により安全で快適になった街路樹

街路樹が成長し手狭となった歩道も、沿道の開発や地区計画等の機会を活用し、隣接地と一体的に歩道や植樹帯を整備することで、既存樹木を保全しつつ十分な歩行空間を確保できるほか、周辺の敷地を活用した個性ある魅力的な街路樹が整備できます。



歩道部施設側への高木+低木植樹帯の街路樹の一体整備
（市道南 171 号線）



千鳥配置の街路樹の一体整備
（市道北 297 号線）

5

「市民協働」でより親しみ愛される街路樹へ

基本方針

1) 「市民協働」で街路樹への親しみと愛着を育みます

(1) 市民協働のねらい

街路樹は、市民の身近な緑の空間であり、美しい景観をつくるまちの顔です。これらを市民の貴重な財産として、より親しみ愛される街路樹として次世代に残していくために、行政と市民が一体となり、「見守る」「楽しむ」「育む」取組を進めます。

《解説》公園・緑地同様、街路樹は貴重なまちの環境資産であり、多様な主体が積極的に、各々の立場から街路樹に関わることで、少ないコストで有効に活用していくことができます。

(2) 市民協働の取組

交通安全に十分配慮しつつ、以下のような市民協働の取組を推進していきます。

ア. 「見守る」取組

行政のみで全ての街路樹を常に監視するのは不可能ですが、身近な市民が日常生活（通勤・通学・買物・散歩等）の中で目を配ることで、問題の早期発見・対応につながります。また、地域の自主的な活動により、街路樹の安全性と美観を高い水準で保つことが可能です。

イ. 「楽しむ」取組

公園・緑地と同様、市民共有の緑の資産として楽しむことで、その機能を最大限に活かすことができます。地域の誇り、市民の身近な心の拠り所となるよう、市民と行政が一体となって、街路樹に親しみ、関心を高め、愛着を育む機会を積極的に設けていきます。

ウ. 「育む」取組

市民が街路樹の手入れに関わることで、きめ細やかで特殊な緑化が街並みににぎわいと彩りを添え、住む人・訪れる人の目を楽しませ、地域コミュニティの活性化や防犯等につながります。現在、市では、これらを支援する取組として、以下の2つの事業を実施しています。

事業名	ふれあいの道づくり事業	花いっぱい運動事業
担当部局	都市整備部 道路管理課	環境部 緑と公園課
実施目的	近くの道路の清掃や、植樹帯の除草・刈込などを住民自ら行うことで、きれいで住みよい環境や地域とのつながりを作る	明るく潤いと安らぎのある調布を目指して、花・苗を植え、花を咲かせて地域の緑を豊かにする
活動場所	市内の市道、水路、けい畔(あぜ道)等	1. 市内の歩道や公園など 2. 誰もが草花等を鑑賞できる市内の民有地(道路に面する敷地など)
補助対象	清掃活動や美化活動を定期的に行っている団体(5名以上)	市内の地域グループ(2名以上、うち半数以上は市民)
補助内容	草刈り道具、清掃用具、ボランティア用ごみ袋、塩化カルシウム(融雪剤)等の支給/ボランティア保険の加入	活動に要する経費を一部補助(草花の苗、種子、球根、花が咲く樹木の苗/肥料、土壌改良剤等/スコップ等の器具/花壇等(新設、増設、修繕に要する経費)/プランター等
		

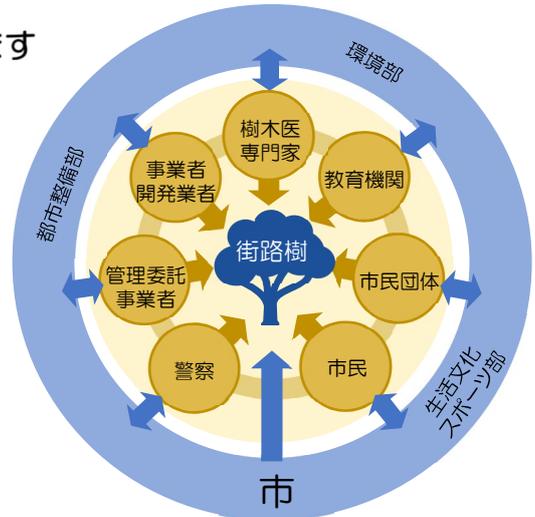
花見や木陰・紅葉等，暮らしを彩る街路樹を，
見守り，楽しみ，ともに育む「市民協働」を推進していきます。

2) 「市民協働」を推進する仕組みを充実させます

(1) 街路樹に係る多様な主体の連携促進

街路樹に係る多様な主体（行政・管理委託事業者・市民等）が一体となって，より良い街路樹管理を推進していく体制を整えます。

《解説》市は，街路樹の管理や診断の委託，街路樹に係る市民の活動の支援等を通じて，多様な主体のノウハウやニーズ等の情報を把握共有し，それぞれの主体がより活躍できるよう，庁内での調整・連携を強化します。



図Ⅲ-6：多様な主体の連携による街路樹管理のイメージ

(2) 市民協働による植替え検討

これからの街路樹管理には，官民連携・市民参加^{※1}が不可欠であり，特に植替え時の計画策定において，サクラ並木や駅周辺など多くの方に利用される路線については，地域への報告や意見交換などの合意形成の機会を設けることも検討します。

※1：調布市緑の基本計画では「都市計画道路や一定の幅員を持つ道路については，街路樹や植樹帯による緑化を推進します。また，市民参加による植栽樹種の選定やデザイン，維持管理活動の推進を検討します」としています。

《解説》本計画における「街路樹のサクラに関する管理方針」の策定にあたり，ワークショップを開催し，市民協働による検討を行いました。詳細は [IV-5.地域別管理方針\(p.61~73\)](#)

(3) 市民協働の今後の展開

市民協働による今後の取組については，ワークショップの参加者の皆さんから様々な意見やアイデアが寄せられました。見守り活動（目視による異常の通報）や清掃・美化活動等に，より多くの方にご参加いただけるよう事業や窓口の周知を強化するとともに，楽しみながら取り組める仕組みづくりや地域管理の手法等について，今後も地域や市民の皆様と連携し，検討・具体化していきます。

コラム #6

サクラ街路樹ワークショップ

4地区（5路線）の街路樹のサクラに関する管理方針について，市民ワークショップでの検討を行いました。各地区3回の開催で延べ119名が参加，現地まちあるき，問題課題整理，事例紹介，将来像（考え方，配置・間隔，樹種・品種，市民協働）等について，活発な議論が行われました。



現地まちあるき（羽毛下通り）
現地を歩き，良いところ，悪いところ等をマップに整理，新たに加えたものも提案しました。



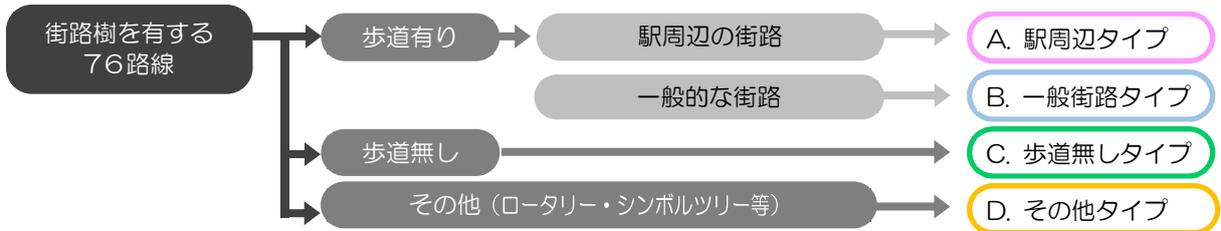
将来像の検討（深大寺通り）
模型でイメージを共有しながら，配置・間隔，樹種・品種，市民の関わり方について検討しました。

4. 類型別管理方針

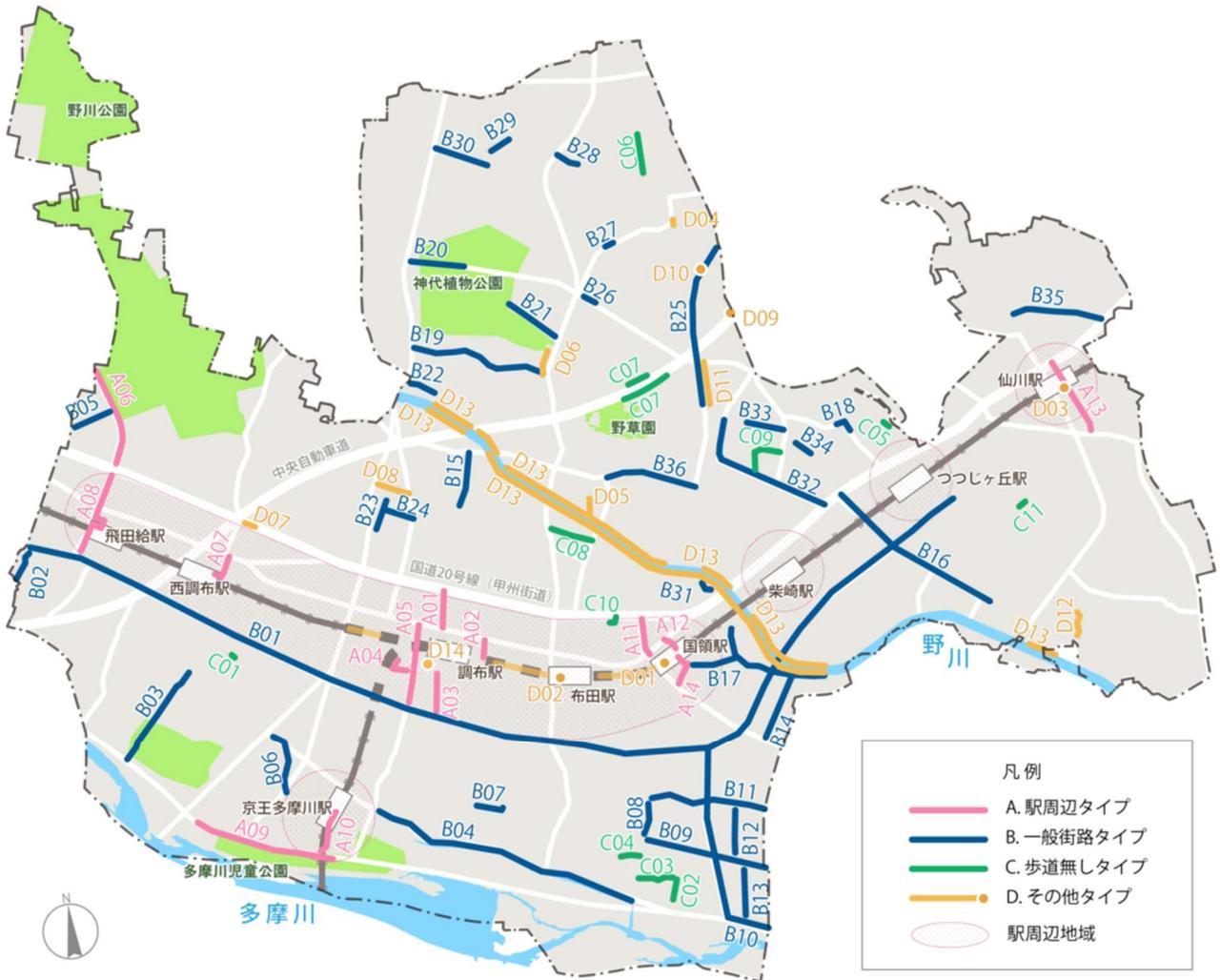
本章では、街路樹の機能を最大限に発揮し、より効率的な管理を実施するために、対象路線を類型区分し、類型ごとの管理方針を設定します。

1) 類型区分

対象 76 路線について、道路の構造やまちづくりの方針等に基づき、図Ⅲ-7 に示す手順で、A～D の4 つに類型区分しました。結果は、図Ⅲ-8、表Ⅲ-1 に示します。



図Ⅲ-7：類型区分の手順



図Ⅲ-8：対象路線類型区分図

表Ⅲ-1：対象路線類型区分表

類型区分		断面構造	対象路線	
A	歩道のある道路のうち、駅周辺の利用の多い地域に位置する路線	断面2	【A01】市道南21号線（電通大通り） 【A07】主要市道16号線（西調布駅北口） 【A10】市道南89号線	【A11】市道南135号線 【A12】市道南155-4号線 【A13】主要市道31号線（ロータリー含む）
		断面1	【A02】市道南24号線 【A03】市道南29号線 【A04】市道南18-8号線	【A05】主要市道34号線 【A06】主要市道32号線・33号線（スタジアム通り） 【A14】市道南157・157-2号線
	14 路線	その他	【A08】市道西53号線<4> 【A09】主要市道18号線（多摩川堤通り）<12>	
B	歩道のある道路のうち、駅周辺以外の地域に位置する路線	断面1	【B01】主要市道12号線（品川通り） 【B04】主要市道20号線（桜堤通り） 【B10】主要市道24号線（染地通り） 【B15】市道北145号線 【B16】主要市道29号線（神代団地中央通り）	【B17】市道南156・157・157-1・159号線 【B19】主要市道5号線（深大寺通り） 【B33】市道北272号線 【B36】主要市道4号線（佐須街道）
		断面2	【B09】主要市道23号線（多摩川住宅中央通り） 【B11】市道南176号線・192号線（羽托下通り） 【B12】市道南193号線	【B13】市道南194号線 【B14】市道南159-3号線
		断面9	【B21】市道北135号線 【B27】主要市道8号線 【B28】市道北66号線	【B30】市道北260号線 【B34】市道北279-4号線
		断面10	【B18】主要市道6号線（神代植物公園通り） 【B22】市道北145号線	【B30】市道北48号線 【B35】市道東26号線
		その他	【B25】主要市道9号線（原山通り）<3> 【B03】主要市道16号線（若宮/幡通）<5> 【B05】市道西136-2号線<3> 【B02】市道西59号線<6> 【B23】市道北185号線<6> 【B24】市道北186号線<6> 【B07】主要市道20号線（三中通り）<7>	【B29】市道北50号線<7> 【B26】主要市道6号線（神代植物公園通り）<8> 【B07】市道南116-9号線<11> 【B20】主要市道6号線（神代植物公園通り）<12> 【B06】市道南51号線<14> 【B32】主要市道10号線（上ノ原通り）<6,7,8>
36 路線				
C	歩道のない路線	断面13	【C06】市道北100号線 【C07】中央道（側道）	【C08】市道北229号線 【C10】市道南133号線
		断面16	【C01】市道西111-2号線 【C04】市道南171号線	【C05】市道北292号線 【C09】市道北275号線
		その他	【C03】市道南180-4号線<14> 【C02】市道南180-3号線<15>	【C11】市道東86号線（けい畔）<17>
11 路線				
D	シンボルツリー・ロータリー・鉄道敷地上部の緑道・水路敷・生垣等、他のタイプに属さない特殊な道路	断面19	【D04】主要市道8号線 【D07】国道20号線（上り線中央高速インター入口）	【D09】主要市道7号（野ヶ谷団地南信号交差点） 【D10】主要市道7号線（原山交差点信号脇）
		断面20	【D05】市道北225号線 【D06】主要市道5号線他（深大寺小学校周辺）	【D11】市道北181号線
		断面21	【D01】市道南155-4号線（国領駅前ロータリー） 【D02】主要市道21号線（布田駅前ロータリー） 【D03】主要市道31号線（仙川駅前ロータリー）	
		その他	【D08】市道北297号線<18> 【D12】市道東133-2号線<22>	【D13】野川サイクリングロード<22（9,13,14）> 【D14】調布駅前
14 路線				

※< >：断面構造

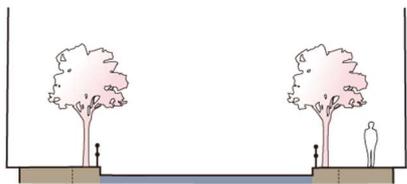
2) 類型ごとの管理方針

A~Dの4つの類型区分について、類型ごとの基本的な情報を整理し、管理方針を設定しました。路線の基本情報及び管理方針として示す内容は以下のとおりです。

項目	内容
タイトル	類型区分とタイプ名称、標準的な道路構造のイメージ図を記載。
■道路の性格	道路構造や沿道土地利用等、類型区分の基となった基本的な情報を記載。
■道路の構造	17種+α（22種）の断面種別の内訳と標準的な断面を記載。
■管理目標	街路樹管理の目標と基本的な考え方を記載。
■管理基準	街路樹管理に必要な作業「手入れ」の考え方と作業項目を記載。
■植栽基準	道路の構造や性格、まちづくりの方針、管理のしやすさ等を踏まえた主な植栽の候補を記載。
■更新基準	植替えのタイミングや植替えの基本的考え方、手法について記載。
■特記事項	関連計画（防災、まちづくり、景観、緑）で示される、街路樹管理にかかる留意すべき事項・路線を記載。
写真	各タイプの標準的な道路構造をもつ代表的な路線の写真

類型区分A

駅周辺タイプ



道路の性格

歩道のある道路のうち、駅周辺の利用の多い地域に位置する路線です。利用度が高く、沿道に店舗・事業所が多いことが特徴です。

道路の構造

道路構造	特徴	対象路線
断面2	高木のみで構成され、本タイプの標準的な構造	A01(電通大通り)/A07/A10~13
断面1	高木+低木植樹帯で構成され、歩道幅員が広い場合と、狭く構造の再検討が必要な場合が存在	A02~05/A06(スタジアム通り)/A14
その他		A08/A09

管理目標

道路の特性を活かし街のにぎわいを演出する街路樹

通行の多さやバリアフリーの観点から、高木のみでの配植である断面2・4を標準的な構造とします。少ない緑化面積ながらも華やかで魅力ある街路樹となるよう、1本1本の樹木の姿を美しく保つとともに、清掃や施設修繕など十分な美観の維持に努めます。

管理基準

①安全で快適な歩道空間を維持します。

手入れ 危険木の伐採/根上りの解消/危険枝や低い下枝の剪定/視認阻害・遮蔽等の解消

②1本1本の樹木の美しさを保ちます。

手入れ 高木の整姿剪定/樹木調査/病虫害防除/施肥、土壌改良/欠損箇所の補植

③街路樹周辺的美観を整えます。

手入れ 支柱の撤去、施設の修繕/実生や私的植栽の整理/除草、不法投棄の撤去

④沿道敷地への負担を軽減します。

手入れ 越境枝の剪定/日照阻害の解消/落葉・落枝等の清掃

⑤花壇や草花でにぎわいを演出します。

手入れ 草本地被類の補植/必要に応じて花壇やプランター等の設置

植栽基準

花木等、まちのにぎわいを演出し、華やかで樹形を美しく保つことのできる樹種を配植します。

また、狭い空間でも植栽可能なつる性植物や地被類等を活用します。

主な高木	主な中低木
ヤマモモ(常) カエデ(葉) ヤマボウシ(花) ハナミズキ(花) サルスベリ(花) サトザクラ(花) 等	テイカカズラ(つ) 花壇 地被類 等

地被類：地面を被うように生育する植物(タケ・ササ類を含む)/
(花)花木/(常)常緑樹/(葉)紅葉・黄葉/(垣)生垣/(つ)つる性植物

更新基準

樹木の太径木化・老木化のほか、周辺土地利用や道路利用の変化により、利用に不具合が生じ植替えが必要となる場合があります。

個別に植替えを進めていくのはもちろんのこと、道路の整備・バリアフリー化・沿道を含む再開発等の事業と一体的に実施することで、道路構造の改変等や道路基盤の改良をあわせて検討することができ、歩行空間の確保と魅力ある街路樹への植替えをともに実現することができます。

特記事項

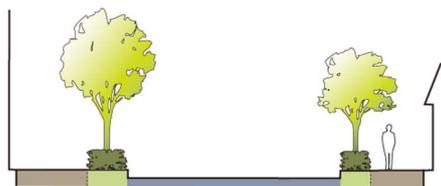
分野	特記事項	対象路線
防災	「特定緊急輸送道路」「延焼遮断帯」の機能の発揮	A06(スタジアム通り)/A11
まち	「地区計画」が規定する内容に準拠	A01(電通大通り)/A02~08/A11~14
景観	「景観形成推進地区」の景観上の留意事項に準拠	A01(電通大通り)/A02.03/A05/A07~14
緑	「駅周辺の花と緑のあふれる空間づくり」を推進	O1(電通大通り)/A02~05/A07~08/A07~14
	「ふれあいの小径」のネットワークの充実や憩いの場づくりを推進	O1(電通大通り)/A06~08/A10



【A01】市道南21号線(電通大通り)

類型区分 B

一般街路タイプ



道路の性格

歩道のある道路のうち、駅周辺以外の地域に位置する路線です。地域の緑と景観を担う貴重な環境資産です。

道路の構造

道路構造	特徴	対象路線
断面 1 断面 9	高木＋低木植樹帯で構成される標準的な構造	B01(品川通り)/ B04(桜堤通り)/ B10(染地通り)/ B16(神代団地中央通り)/ B19(深大寺通り)/ B36(佐須街道)等
断面 2 断面 10	利用度に対し歩道幅員が狭く、高木のみで構成される構造	B09(多摩川住宅中央通り)/ B11(羽毛下通り)/ B18(神代植物公園通り)等
その他		B03/B08/B25 等

管理目標

地域にうるおいをもたらす きれいで親しみやすい街路樹

地域の緑化・景観形成の観点から、高木＋低木植樹帯から成る断面 1・9 を標準的な構造とします。沿道への負担を最小限に抑えつつ、現状維持を基本に、一定レベルの量と質を保ち、街路樹の機能が最大限発揮できるよう努めます。

管理基準

①安全で快適な歩道空間を維持します。

手入れ 危険木の伐採／根上りの解消／危険枝や低い下枝の剪定／視認阻害・遮蔽等の解消

②親しみやすく統一感ある並木を育みます。

手入れ 高木の整姿剪定／樹木調査／病虫害防除／施肥、土壌改良／欠損箇所の補植

③住環境に相応しい美観を維持します。

手入れ 支柱の撤去、施設の修繕／実生や私的植栽の整理／除草、不法投棄の撤去／地域ぐるみの清掃活動

④沿道敷地への負担を軽減します。

手入れ 越境枝の剪定／日照阻害の解消／落葉・落枝等の清掃

⑤地域の「らしさ」を街路樹で演出します。

手入れ 地域に適した樹種への植替え／市民協働による花壇の管理

植栽基準

管理がしやすく、きれいに維持できる樹種から、地域に適した「らしさ」を演出する樹種を選択し、それらを組み合わせます。

主な高木	主な中低木
クスノキ(常)	ツツジ類(常・花)
ヤマモモ(常)	ドウダンツツジ(葉・花)
アメリカフウ(葉)	コデマリ(葉・木)
イチョウ(葉)	ヒュウガミズキ(花)
トウカエテ(葉)	シャリンバイ(花)
サクラ(花)	レンギョウ(花)
コブシ(花)	ハマヒサカキ(常)
ナツツバキ(花)	イヌツゲ(常) 等
ハナミズキ(花)	
サルスベリ(花) 等	

(花) 花木 / (常) 常緑樹 / (葉) 紅葉・黄葉 / (垣) 生垣 / (つ) つる性植物

更新基準

現状維持を基本としながらも、樹木の径木化・老木化等で植替えが必要になる場合があります。植替えにあたっては、単に既存樹種を補植するのではなく、路線それぞれの環境や状況に応じた樹種を設定し、植替え機会を活用し徐々に移行させていくことで、並木の統一感と地域の「らしさ」の創出につながります。また、一定区間まとめて植替えが可能な場合や沿道の開発等の機会を活用した一体的な整備では、更に大きな効果が期待できます。

特記事項

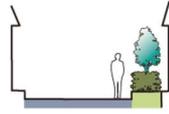
分野	特記事項	対象路線
防災	「特定緊急輸送道路」「延焼遮断帯」の機能の発揮	B01(品川通り)/ B25(原山通り)
まち	「地区計画」が規定する内容に準拠	B05/B09/B10(染地通り)/B11(羽毛下通り)/B14/B17/B23~24/B35
景観	「景観形成重点地区」の景観上の留意事項に準拠	B18(植物公園通り)/ B19(深大寺通り)/ B20 ~ 22/B32 ~ 34
	「景観形成推進地区」の景観上の留意事項に準拠	B01/B04(桜堤通り)/ B07~08/B10/
緑	「ふれあいの小径」のネットワークの充実や憩いの場づくりを推進	B04/B10~11/ B15~16/B19/ B36



【B01】主要市道 12 号線 (品川通り)

類型区分C

歩道無しタイプ



■ 道路の性格

歩道の無い道路です。住居地域に位置し、住民の通行や窓越しの風景等、日常生活の中でふれあう身近な路線です。

■ 道路の構造

道路構造	特徴	対象路線
断面 13 断面 16	道路上片側に、高木＋低木植樹帯もしくは低木植樹帯のみで構成される標準的な構造	C01 C04～06/ C07(中央道側道)/ C08～10
その他		C02(生垣)/C03/ C11

■ 管理目標

暮らしの中で華やく地域の身近な街路樹

道路片側に高木＋低木もしくは低木だけの植樹帯で構成された断面 13・16 を標準的な構造とします。沿道への負担を最小限に抑えつつ、身近な緑、地域景観のアクセントとして、現状維持を基本に無理のない範囲でその継承に努めます。

■ 管理基準

①安全で快適な歩道空間を維持します。

手入れ 危険木の伐採／根上りの解消／危険枝や低下枝の剪定／視認阻害・遮蔽等の解消

②現状の大きさや姿を保ちます。

手入れ 高木の整姿剪定／樹木調査／病虫害防除／施肥、土壌改良／欠損箇所の補植

③住環境に相応しい美観を維持します。

手入れ 支柱の撤去、施設の修繕／実生や私的植栽の整理／除草、不法投棄の撤去／地域ぐるみの清掃活動

④沿道敷地への負担を軽減します。

手入れ 越境枝の剪定／日照阻害の解消／落葉・落枝等の清掃

⑤親しみを感ずる仕掛けを施します。

手入れ 季節を感じる花壇や地被類の導入／草本類や市民協働による花壇の管理

■ 植栽基準

管理がしやすく、きれいに維持できる樹種から、狭幅員道路にも対応できる樹種を選択し、それらを組み合わせます。

主な高木	主な中低木
ハナミズキ(花) サルスベリ(花) 等	ツツジ類(常・花) ドウダンツツジ(葉・花) イヌツゲ(常) アジサイ(花) ヘニカナメモチ(葉) 地被類 等

地被類：地面を被るように生育する植物(タケ・ササ類を含む)／(花)花木/(常)常緑樹/(葉)紅葉・黄葉/(垣)生垣/(つ)つる性植物

■ 更新基準

将来的な道路や沿道土地利用の大きな変化は想定されないため、既存の緑の資源をいかに保つかが基本となります。まれに、高木の太径木化・老木化等で、植替えが必要になる場合には、狭幅員道路にも適応する樹種や中・低木みの構成への移行も含め検討します。また、歩道整備が優先される場合には、街路樹の伐採が必要となりますが、共存可能な形状(規模縮小、コミュニティ道路化、沿道の生垣化や壁面緑化、緑化フェンスの使用等)への転換を図ることで、地域の身近な緑として継承していくことも可能となります。

■ 特記事項

分野	特記事項	対象路線
景観	「景観形成重点地区」の景観上の留意事項に準拠	C07(中央道側道)/ C09/C11
	「景観形成推進地区」の景観上の留意事項に準拠	C04

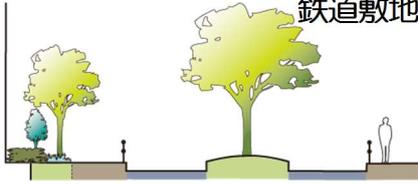


【C02】市道南180-3号線(生垣)

類型区分D

その他タイプ①

(シンボルツリー、ロータリー、
鉄道敷地上部の緑道等)



■ 道路の性格

シンボルツリーやロータリー、鉄道敷地上部の緑道、水路敷等、他のタイプに属さない特殊な道路です。

■ 道路の構造

道路構造	特徴	対象路線
断面 19	シンボルツリー (高木+低木植栽)	D04/D07/D09/ D10
断面 20	多品種混植	D05/D06/D11
断面 21	ロータリー (高木+地被類)	D01(国領駅前)/ D02(布田駅前)/ D03(仙川駅前)
その他		D08/D12/ D13(野川サイクリン グロード、鉄道敷地上 部の緑道)

■ 管理目標

まちのシンボルとなる 個性輝く街路樹

シンボルツリーやロータリー-鉄道敷地上部の緑道等、特殊な構造がゆえに発生する問題を解消しつつ、まちのシンボルや景観のアクセントとなる、個性的で市民に愛される街路樹となるよう努めます。

■ 管理基準

①安全で快適な歩道空間を維持します。

手入れ 危険木の伐採/根上りの解消/危険枝や低い下枝の剪定/視認障害・遮蔽等の解消

②樹形の美しい樹木をのびやかに育みます。

手入れ 高木の整姿剪定/樹木調査/病虫害防除/施肥, 土壌改良/欠損箇所の補植

③街路樹周辺の美観を整えます。

手入れ 支柱の撤去, 施設の修繕/実生や私的植栽の整理/除草, 不法投棄の撤去/地域ぐるみの清掃活動

④沿道敷地への負担を軽減します。

手入れ 越境枝の剪定/日照障害の解消/落葉・落枝等の清掃

⑤まちのシンボルとして活用します。

手入れ 花壇やプランター等の設置と市民協働による管理/イルミネーションの実施

■ 植栽基準

◇シンボリックな街路樹

越境・日照・可視性の問題等が発生しにくく、のびやかに美しい樹形の樹種を配植します。

高木	低木
クスノキ(常) ケヤキ(落) ソメイヨシノ(花) シンダイアケボノ(花) サトザクラ(花) コブシ(花) モミジ(葉) カヤ(常) 等	ツツジ類(常・花) シャリンバイ(緑) ハマヒサカキ(緑) 地被類・芝 多品種混植 等

◇多品種混植

異なる条件や生育環境, 空間の用途やニーズに対応した多様な樹種を配植します。

高木	中低木
サクラ類(花) ハナミズキ(花) 多品種混植 等	ベニカナメモチ(常) キンモクセイ(常・花) ツツジ類(常・花) ツゲ, イヌツゲ(常) 多品種混植 等

(花) 花木 / (常) 常緑樹 / (葉) 紅葉・黄葉 / (垣) 生垣 / (つ) つる性植物

■ 更新基準

樹木の大き木化・老木化のほか、特殊な構造ゆえの問題が生じ、植替えが必要となる場合があります。植替えにあたっては、単に既存樹種を補植するのではなく、空間用途やニーズを踏まえた樹種や構成を変更等することにより、街路樹に新たな魅力を付加することができます。特に、駅前広場、鉄道敷地上部の緑道等の特殊な状況にある路線については、別途協議を行う等、植替えや管理等の方法を検討していきます。

■ 特記事項

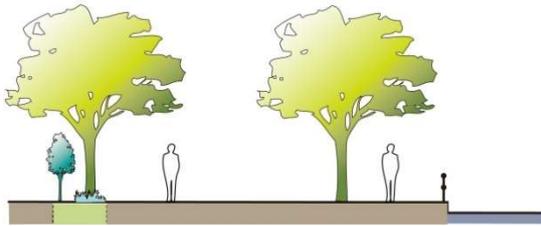
分野	特記事項	対象路線
まち	「地区計画」が規定する内容に準拠	D01~03(駅前)/ D08/D12/D13
景観	「景観形成重点地区」の景観上の留意事項に準拠	D06/D11~12
	「景観形成推進地区」の景観上の留意事項に準拠	D01~03/D05/ D13(野川)
緑	「駅周辺の花と緑のあふれる空間づくり」を推進	D01~03
	「ふれあいの小径」のネットワークの充実や憩いの場づくりを推進	D06



【D13】野川サイクリングロード

類型区分D

その他タイプ②（調布駅前）



■ 道路の性格

他のタイプに属さない特殊な道路のうち、調布駅前のシンボルツリーやロータリー、広場空間（許可時を除き、車両通行不可）です。

市民に愛され続けた、従前の駅前広場における人々の記憶を尊重し、新たな駅前広場の植栽景観を形成します。

■ 道路の構造

道路構造	特徴	対象路線
その他	ロータリー・広場 (高木+地被類)	D14(調布駅前)

■ 管理目標

まちのシンボルとなる 個性輝く街路樹

シンボルツリーやロータリー、広場空間等、特殊な構造がゆえに発生する問題点を解消しつつ、まちのシンボルや景観のアクセントとなる、個性的で市民に愛される街路樹となるよう努めます。

■ 管理基準

①安全で快適な歩道空間を維持します。

手入れ 危険木の伐採／根上りの解消／危険枝や低い下枝の剪定／視認阻害・遮蔽等の解消

②樹形の美しい樹木をのびやかに育みます。

手入れ 高木の整姿剪定／樹木調査／病虫害防除／施肥、土壌改良／欠損箇所の補植

③街路樹周辺的美観を整えます。

手入れ 支柱の撤去、施設の修繕／実生の整理／除草、不法投棄の撤去／地域ぐるみの清掃活動

④沿道敷地への負担を軽減します。

手入れ 越境枝の剪定／日照阻害の解消／落葉・落枝等の清掃

⑤まちのシンボルとして活用します。

手入れ 花壇やプランター等の設置と市民協働による管理

ロータリー特有の交通事業者の安全管理に資する要望等を反映した管理を実施

■ 植栽基準

◇シンボリックな街路樹

越境・日照・可視性の問題等が発生しにくく、のびやかな美しい樹形の樹種を配植します。

高木	中低木
シラカシ、クスノキ(常) ケヤキ、モミジ(落) サルスベリ(落)等	ドウダンツツジ(花・葉) ヤブツバキ(花)等

現位置に残されている樹木、駅前広場に移植済みの樹木、圃場に移植され駅前に戻す予定の樹木が中心

◇広場空間

異なる条件や生育環境、空間の用途やニーズに対応した多様な樹種を配植します。

低木	地被類
ヤマブキ、アジサイ、ピ ョウヤナギ(花)、オタ フクナンテン(葉)等	シバザクラ、オタフクナン テン、ブルーパシフィック、 ノシラン、アベリア、 シャガ、ギボウシ等

四季の移ろいを感じることができる低木、地被類について、植栽景観を引き立てる補完的な添景として植栽

地被類：地面を被るように生育する植物（タケ・ササ類を含む）／
(花)花木/(常)常緑樹/(葉)紅葉・黄葉/(垣)生垣/(つ)つる性植物

■ 更新基準

樹木の太径木化・老木化のほか、特殊な構造ゆえの問題が生じ、植替えが必要となる場合があります。植替えにあたっては、駅前広場の新たなニーズを踏まえた樹種や構成の変更等により、街路樹に新たな魅力を付加することができます。

■ 特記事項

分野	特記事項
まち	「地区計画」が規定する内容に準拠
景観	「景観形成推進地区」の景観上の留意事項に準拠
緑	京王線駅周辺の「花と緑のまち周辺地区の緑化」を推進 「ふれあいの小径」のネットワークの充実や憩いの場づくりを推進



【D14】調布駅前の「株立ちのケヤキ」

5. 管理技術指針

本節では、街路樹の管理において、街路樹としての機能を十分に発揮することや、持続可能な街路樹としていくことを目的に、樹種特性、設置基準、必要な作業項目となる剪定、植替え、伐採、根上り対策、施肥、病虫害防除、土壌改良、支柱の撤去・修繕等について、それぞれの内容や基準、作業方法などを管理技術指針として示します。

1) 樹種の選定

市内で用いられている街路樹または東京都が示している街路樹リストのうち、道路環境に適した街路樹とするために、樹種特性、空間適応性、管理特性の3点に配慮し樹種を選定するとともに、適切な管理を行うこととします。

表Ⅲ-2は、市で管理する主な街路樹の樹種とその特性を示したリストで、次の(1)～(4)の視点でまとめています。このリストを参考に、リストにない樹種を含めて、樹種の選定を行うこととします。

(1) 樹種特性

樹種のうち、分類を示す「常緑樹／落葉樹」や「針葉樹／広葉樹」、剪定時の標準的な樹姿を示す「剪定標準樹形」、若木から成木になる速度を示す「成長速度」、日陰に耐えるか日当たりを好むか中間かを示す「陰樹／陽樹」について、樹種特性としてまとめています。

剪定標準樹形は、剪定時の標準的な樹姿について以下の10種類に分類しています。

	広卵円 もしくは 球形	卵円形	円柱形	盃形	円錐形	枝垂形	不整形
主たる幹について 芯を立てる	①	③	⑤	⑥	⑧	⑨	⑩
主たる幹について 芯を立てない	②	④	—	⑦	—	—	不整形

(2) 空間適応性

樹種のうち、単木で剪定せずに大きくなる樹高の目安「自然樹高」、剪定で健全に維持できる樹高の目安「樹高限界(剪定)」、単木で剪定せずに大きくなる枝張の目安「自然枝張」、剪定で健全に維持できる枝張の目安「枝張限界(剪定)」、浅根性や深根性、中間型の区分「浅根／深根」、根系の誘導可能性について難しい、もしくは土壌について選ぶ区分「根系誘導性」、樹種が適応可能な歩道幅員(植樹帯を含む)の指標「歩道幅員適応(指標)」について、空間適応性としてまとめています。

(3) 管理特性

樹種のうち、移植に対する耐性の度合い「耐移植性」、剪定に対し本来の樹形を維持する耐性の度合い「耐剪定性」、剪定頻度の高・低の度合い「剪定頻度」、落ち葉の清掃頻度の高・低の度合い「落葉」、病虫害の発生頻度の高・低の度合い「病虫害」について、耐性が高く作業やリスクの発生頻度が低いものから○・▲・△で評価したものを管理特性としてまとめています。

(4) その他特性

樹種のうち、園芸種を含むわが国で自生する種を「在来種」、外国から移入した種を「外来種」としてまとめています。

表Ⅲ-2：街路樹の樹種及び特性

樹種	樹種特性				空間適応性						管理特性					他 在来種／外来種					
	常緑樹／落葉樹	針葉樹／広葉樹	剪定標準樹形	成長速度	陰樹／陽樹	自然樹高	樹高限界（剪定）	自然枝張	（配置間隔目安）	枝張限界（剪定）	根系（浅根／深根）	根系誘導性	歩道幅員適応（指標）				耐移植性	耐剪定性	剪定頻度	落葉	病虫害
													狭い 3.25m 以下	普通 3.25m ～ 4.75m	広い 4.75m 以上						
クスノキ	常	広	○	早	中	20m	10m	24m	16m	中				←→	○	○	○	○	○	在	
シラカシ	常	広	○	早	陰	20m	15m	20m	12m	中	選			←→	○	○	○	○	○	在	
ソヨゴ	常	広	○	早	中	10m	5m	8m	4m	浅				←→		○	○	○	△	在	
タブノキ	常	広	○	早	中	20m	10m	20m	12m	中				←→	▲	○	○	○	○	在	
マテバシイ	常	広	○	早	陽	10m	5m	12m	8m	深	難			←→	▲	○	○	○	○	在	
モチノキ	常	広	○	遅	陰	10m	8m	8m	6m	浅				←→	○	△	○	○	○	在	
ヤマモモ	常	広	○	遅	中	15m	8m	18m	12m	中				←→	○	○	○	○	○	在	
イチヨウ	落	針	△	早	陽	30m	15m	24m	12m	深				←→	○	○	○	▲	○	外	
エンジュ	落	広	○	早	陽	15m	8m	15m	9m	中				←→	○	○	○	○	▲	外	
ケヤキ	落	広	○	早	陽	30m	20m	30m	24m	浅				←→	○	○	○	▲	○	在	
コブシ	落	広	○	早	中	15m	15m	12m	12m	中				←→	▲	▲	○	○	○	在	
アマノガワ	落	広	○	中	陽	10m	10m	6m	6m	中			←→		△	▲	○	○	▲	在	
ソメイヨシノ	落	広	○	早	陽	10m	10m	12m	12m	中				←→	△	▲	▲	○	▲	在	
オオヤマザクラ	落	広	○	早	陽	10m	10m	10m	10m	中	選			←→	△	▲	▲	○	▲	在	
シダレザクラ	落	広	○	早	陽	20m	20m	24m	24m	中				←→	▲	▲	▲	○	▲	在	
ヤマザクラ	落	広	○	早	陽	10m	10m	10m	10m	中				←→	○	▲	▲	○	▲	在	
サルスベリ	落	広	不整形	早	陽	15m	8m	18m	12m	中			←→		○	○	○	○	▲	外	
シダレヤナギ	落	広	○	早	陽	15m	8m	15m	9m	深				←→	○	○	▲	○	▲	外	
プラタナス	落	広	○	早	陽	30m	15m	30m	18m	中				←→	○	○	▲	▲	▲	外	
トウカエデ	落	広	○	早	陽	15m	8m	15m	9m	浅				←→	○	○	▲	○	▲	外	
トチノキ	落	広	○	早	陰	20m	15m	16m	12m	深				←→	△	△	○	▲	○	在	
ナツツバキ	落	広	○	早	中	15m	15m	12m	12m	浅			←→		△	▲	○	○	○	在	
ナンキンハゼ	落	広	○	早	陽	15m	8m	15m	9m	浅				←→	△	○	○	○	○	外	
ハクウンボク	落	広	○	早	中	10m	10m	8m	8m	浅	選			←→	○	▲	○	○	○	在	
ハクモクレン	落	広	○	遅	中	15m	15m	15m	15m	中				←→	▲	▲	○	○	○	外	
ハナノキ	落	広	○	中	陽	20m	15m	16m	12m	浅				←→	△	△	○	○	▲	在	
ハナミズキ	落	広	○	遅	中	10m	5m	10m	10m	浅			←→		○	△	○	○	▲	外	
ヒトツバタゴ	落	広	○	中	陽	20m	20m	16m	16m	浅				←→	△	▲	○	○	○	在	
ヒメシャラ	落	広	○	早	中	10m	10m	8m	8m	浅				←→	△	▲	○	○	○	在	
フウ	落	広	○	早	中	20m	10m	16m	8m	中				←→	▲	○	○	○	▲	外	
アメリカフウ	落	広	○	早	陽	30m	15m	24m	12m	中				←→	▲	○	○	○	▲	外	
ヤマボウシ	落	広	○	遅	中	10m	10m	8m	8m	浅			←→		○	△	○	○	○	在	
カンザン	落	広	○	早	陽	6m	6m	6m	6m	中				←→	△	▲	△	○	△	在	
フゲンソウ	落	広	○	早	陽	6m	6m	6m	6m	中				←→	△	▲	△	○	△	在	
ヨウコウ	落	広	○	早	陽	8m	8m	8m	8m	中				←→	△	▲	△	○	△	在	
ジンダイアケボノ	落	広	○	早	陽	10m	10m	8m	8m	中				←→	△	▲	△	○	○	在	
カエデ	落	広	不整形	早	中	6m	6m	6m	6m	中				←→	○	△	△	○	△	在	

注：低木について

低木は、あまり管理の手間がかからない樹種であることを前提に、高木を引き立てる役割とし、選定品種を多様にせず、ツツジ類・ドウダンツツジ・ツゲを基本とします。

上記以外の低木は、既存の樹種を適切に維持するものとします。

2) 管理基準

標準的な歩道幅員で街路樹が枝葉を伸ばすことのできる空間について、隣地とのクリアランス、歩道側及び車道側の下枝の高さ下限、植樹帯の高さ上限及び幅の目安等の管理基準を下図に示します。路線の特徴に応じて適切な管理を行うこととします。

(1) 隣地とのクリアランス

街路樹の葉張と隣地とのクリアランスは、1m以上確保することを原則とします。

(2) 歩道幅員

歩道幅員は、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、植樹帯を含め2m以上を確保することを原則とします。

(3) 高木の配置間隔

高木の配置間隔は、概ね8~10mを原則としますが、表Ⅲ-2に示した樹種に応じ、それぞれの葉張限界を参考にした配置間隔とします。

(4) 高木の歩道側の下枝高さ

歩道側の下枝高さは、建築限界に基づき、2.5m以上とすることを原則とします。

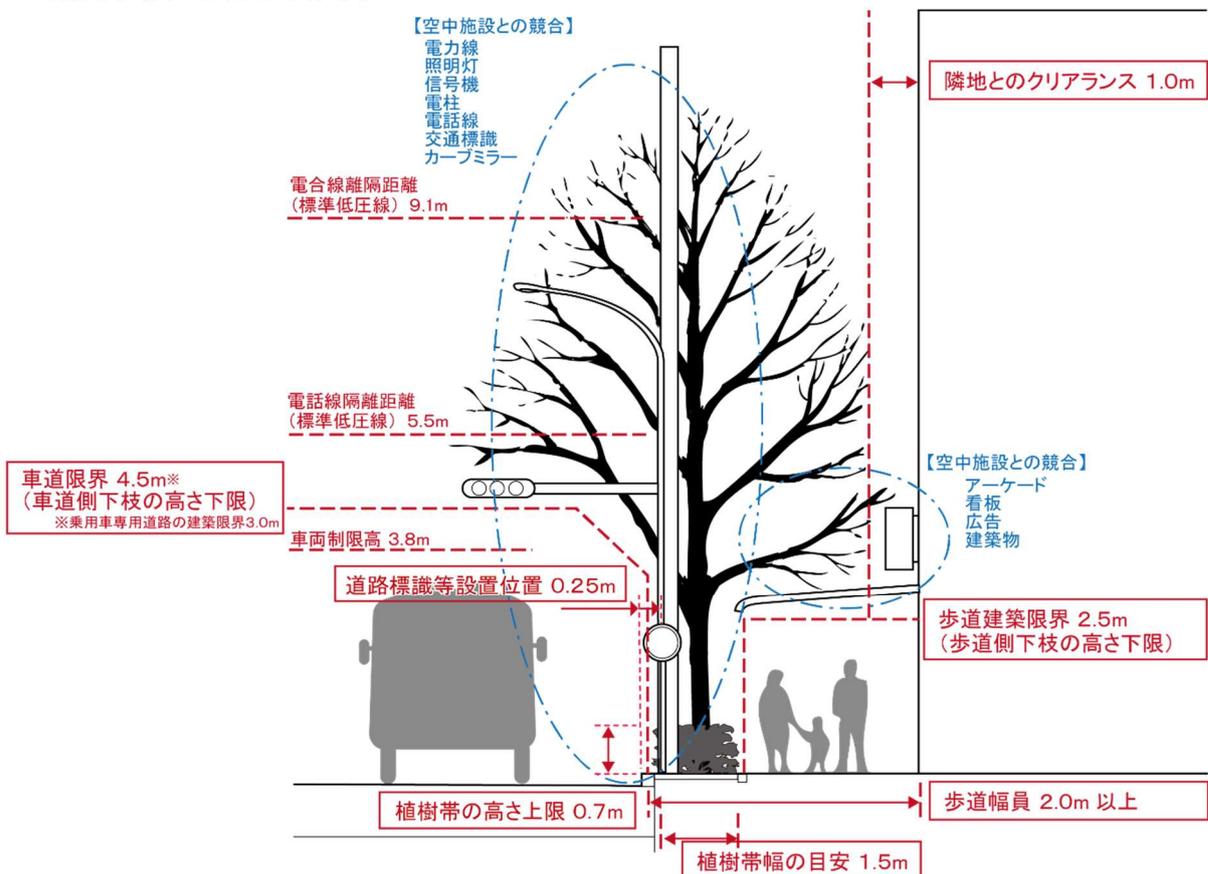
(5) 高木の車道側の下枝高さ

車道側の下枝高さは、建築限界に基づき、4.5m以上もしくは所定の限界線まで(図Ⅲ-9赤線部)とすることを原則とします。

(6) 植樹帯

植樹帯は道路標識等設置位置から歩道側に、1.5mの幅を目安とすることを原則とします。また、低木を植樹帯に設ける場合は、低木の高さを0.7m未満とすることを原則とします。

植樹帯を含む歩道幅員が2m以上確保できない場合は、歩行空間確保や安全性を考え、原則、設置しないこととします。



図Ⅲ-9：街路樹の管理基準

3) 剪定

剪定について、植栽ごとの樹形目標、高木・中木・低木ごとの詳細を示します。

(1) 樹形目標

ア. 個別樹形目標

管理スケジュールや頻度を考慮して枝を短く切るほか、支障枝を切除し、健全に生育できるよう整姿する街路樹の個別樹形目標について、以下のア～ウで示します。

ア) 高木

並木などの一般的な街路樹は、基本方針1『「道路」の安全性・快適性を第一に』を踏まえ放置せず、自然に相似した樹形（矯正型自然樹形）を意識した剪定により、樹種及び特性を維持します。

【矯正型自然樹形】

わが国の大半の街路樹がこのタイプで、切返剪定により自然樹形に相似した樹形に縮小します。



イ) 低木

植樹帯を構成する低木は、球形や角形など規則的に刈りこんだ樹形（刈込型人工樹形）により、景観向上機能や交通安全機能などを発揮できるようにします。

【刈込型人工樹形】

刈込鉢などにより球形や角形などに刈り込んだもの。スタンダード仕立てなどもこれに含まれる。



ウ) シンボルツリー等

駅前のロータリーなどのシンボルツリーは、周辺の支障がない場合は、自然樹形のようにのびのびした樹形を維持します。

【自然樹形】

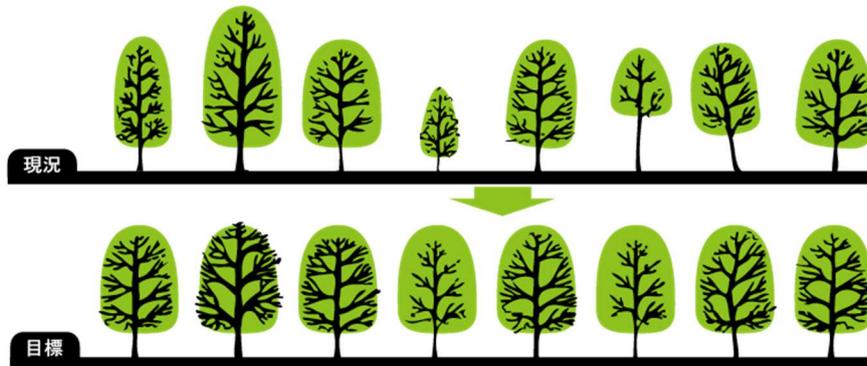
無剪定、伸び伸び、などを冠した街路樹で、剪定は過密枝の枝抜き程度で、切り詰めなどによる樹冠の縮小をしない、独立型の自然樹形。



イ. 並木樹形目標

ア) まちの景観のフレームとなる路線

まちの景観のフレームとなる路線の街路樹は、剪定の段階で「枝下高さ」「樹高・葉張」「枝葉の密度」を揃え、並木全体としての連続性や統一性を図ります。



図Ⅲ-10：並木樹形の現況と目標

イ) その他の路線

その他の路線では、樹木の植替え時期が異なることが多いことから、健全な生育を重視し、長期的な視点で統一を図ります。

(2) 高木

高木の剪定は、樹高が3m 以上または歩道や車道の通行等に支障をきたす枝を対象とし、剪定の対象、管理の異なる成木・若木の剪定、剪定手法について示します。

ア. 剪定対象

高木で主に剪定すべき対象は、以下の7点です。

- ① 建築限界を侵す枝
- ② 枯枝
- ③ 成長の止まった弱小の枝(弱小枝)
- ④ 著しく病害虫に侵されている枝(病害虫枝)
- ⑤ 通風、採光、架線等(信号機、標識等)の障害となる枝(支障枝)
- ⑥ 枝折れ等により落下の恐れのある枝(危険枝)
- ⑦ 樹形形成上 unnecessary な枝(冗枝、ヒコバエ〔ヤゴ〕、胴吹き枝、徒長枝、からみ枝、ふところ枝、立枝等)



疎らで小さな梢端の葉

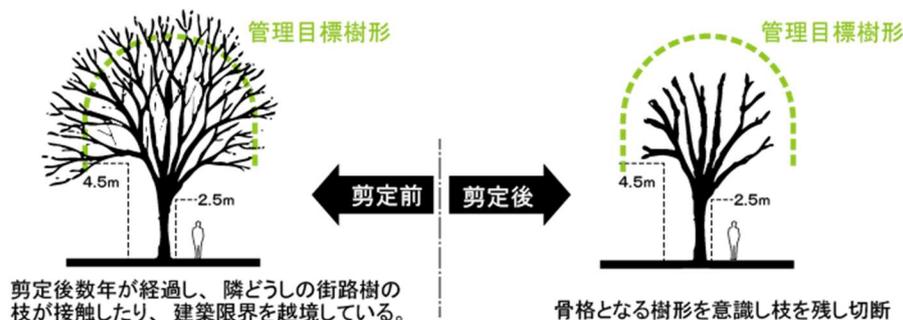


増成病(枝のコブ)

イ. 成木

ア) 剪定概要

成木の剪定は、管理目標樹形(図緑点線)や建築限界(図黒点線)のほか、見通しや成長に伴う支障枝の防止を意識し、骨格となる枝を残した剪定を行います。



図Ⅲ-11：剪定の概要

イ) 剪定目安

樹種ごとの剪定による管理目標樹形の目安は、表Ⅲ-2の樹高限界、枝張限界を基準とし、頻度は年1回程度を基準としますが、その立地場所に依りて適切に対応することとします。

ウ) その他留意事項

剪定は樹種の特性に応じ、不定芽とならないよう、また、切り口の水溜まりや菌の繁殖がないよう、適切に行うこととします。

ウ. 若木

若木は成木に比べ枝葉も少なく、樹種本来の樹形となっていないため、剪定は、将来の樹形の骨格となる主枝と副主枝を決めながら、弱剪定により固有の成木の樹形に誘導します。

エ. 剪定手法

高木の主な剪定手法として一般的な3点の剪定手法及び季節剪定などにより行います。

ア) 切返剪定

枝抜きを行う際に、樹冠を一回り小さくするために長い枝先を短い枝先に切り返すことをいい、美しい樹形を一定の樹冠で維持するための基本技法です。

イ) 切詰剪定

樹幹を揃えることを目的に枝の途中で切除する技法で、定芽がある場合はその直上で切除します。定芽がない場合はそこから萌芽する新たな枝により樹冠づくりを行います。

ウ) 枝抜剪定

樹木本来の美しさを出すため、樹形を乱す不要枝を取り除き、枝葉のバランスを整える技法です。

(3) 中木

ア. 剪定概要

中木の剪定は、樹高が 2.0m 以上とならないよう留意し、歩道や車道の通行等に支障をきたす枝を対象に行います。

イ. 剪定目安

道路の通行の安全や視距を確保し、隣接地などの適切な遮蔽ができるよう、樹種に応じた刈込や剪定を行います。剪定頻度は、年 1 回程度とします。

(4) 低木

ア. 剪定概要

低木の剪定（刈込）は、高さが 30cm 以上または歩道や車道の通行等に支障をきたす枝葉を対象に行います。枝葉を刈込むことで、見通しを確保し、良好な街路景観を保ちます。枝の密生した箇所は中すかしを行い、枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行います。

イ. 剪定目安

低木の剪定目安は、高さは歩道舗装面から 70cm 未満、幅は植栽柵内寸程度となるよう、刈込や高木から出ているヒコバエの切除を行います。横断抑止柵等がある場合は、横断抑止柵等の高さを目安に刈込等を行います。刈込高さの異なる低木が混在しないよう留意し、全体的に一定の刈込高さで街路樹の統一感や連続性を持たせます。特に、交差点及び横断歩道、切り下げ部付近等では、成長量を考慮し、視距や通行幅を確保できるような刈高・刈幅とします。

剪定頻度は 2～3 回程度を基準としますが、その立地場所や天候、植物の生育状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう適切に対応することとします。



刈込み前



刈込み後

(5) 剪定期期の目安

剪定は生きた樹木の組織を切り取る作業であり、樹木が活動している期間に行うと樹木のダメージが大きくなります。そのため、樹木のダメージを最小限に抑えることができる休眠期または緩い成長期に行うこととします。

適切な剪定期間は剪定内容や樹種特性によって異なり、下表の時期を参考に、活動時期や花芽分化の時期を避け、剪定を行うこととします。

表Ⅲ-3：剪定期期の目安

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
落葉樹				・整姿剪定 ・樹形維持を目的とした軽剪定						・樹木の骨格づくり ・樹形の作り直し		
常緑樹	・樹木の骨格づくり ・樹形の作り直し			・整姿剪定 ・樹形維持を目的とした軽剪定						・樹木の骨格づくり ・樹形の作り直し		

凡例

基本剪定

適期

最適期

軽剪定

4) 植替え

(1) 植替えの必要性

植替えは、大径木化や衰弱した街路樹等を伐採して同樹種の若木を新植するほか、道路環境に適した樹種や樹種に適した配置間隔に変更することをいいます。道路の付属物として街路樹が機能・役割を十分に発揮するためには、現状維持が困難な街路樹等の適切な植替えが必要です。

植え替える樹種・間隔・植栽構成は、周辺環境・沿道条件などを踏まえ決定します。特に樹種は、成木となってからの樹冠の広がり considers 選定します。

(2) 植替えの原則

植替えは以下の3点を原則とします。

ア. 樹勢の良い樹木は、当面維持する

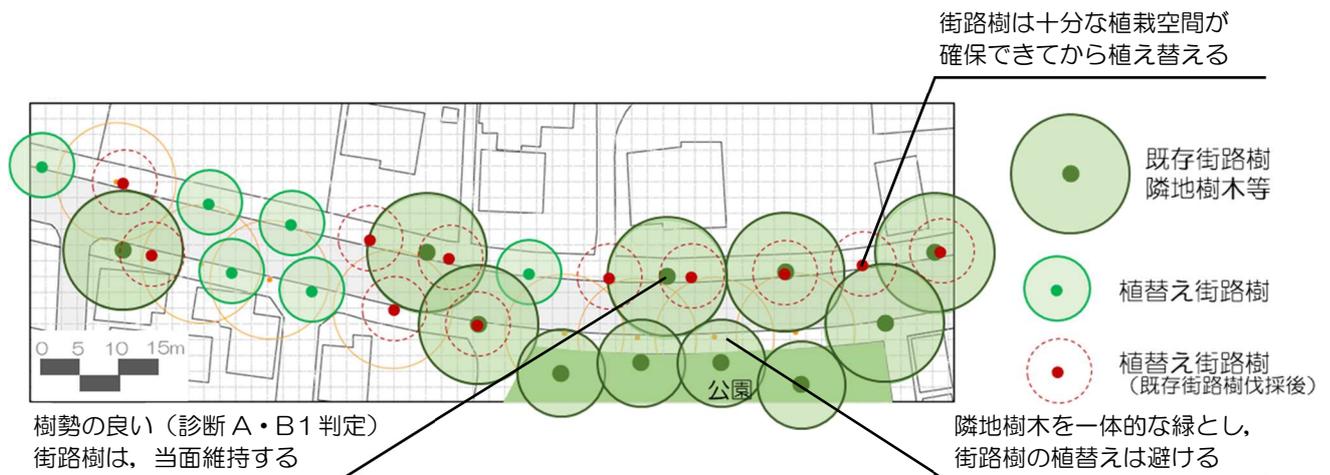
樹木診断でA・B1判定となっている街路樹は、樹勢が良く今後も街路樹としての機能発揮が期待されるため、再度診断でB2以下の判定となるまでの間は、この状態を維持します。

イ. 隣地や周辺環境に配慮した並木配置とする

枝の越境や周辺施設への影響が及ばないようにし、周辺に樹木がある場合は被圧等を避け緑の一体化を図るなど、隣地や周辺環境への影響が少なく健全な生育環境を確保した並木配置とします。

ウ. 植替えは、伐採により十分な植栽空間が確保できてから行う

植え替える街路樹は、成長するために日照や植栽空間を適切に確保する必要があります。被圧や根の発達不良などの成長阻害要因をなくすため、植え替える街路樹は伐採により十分な植栽空間が確保できてから行います。

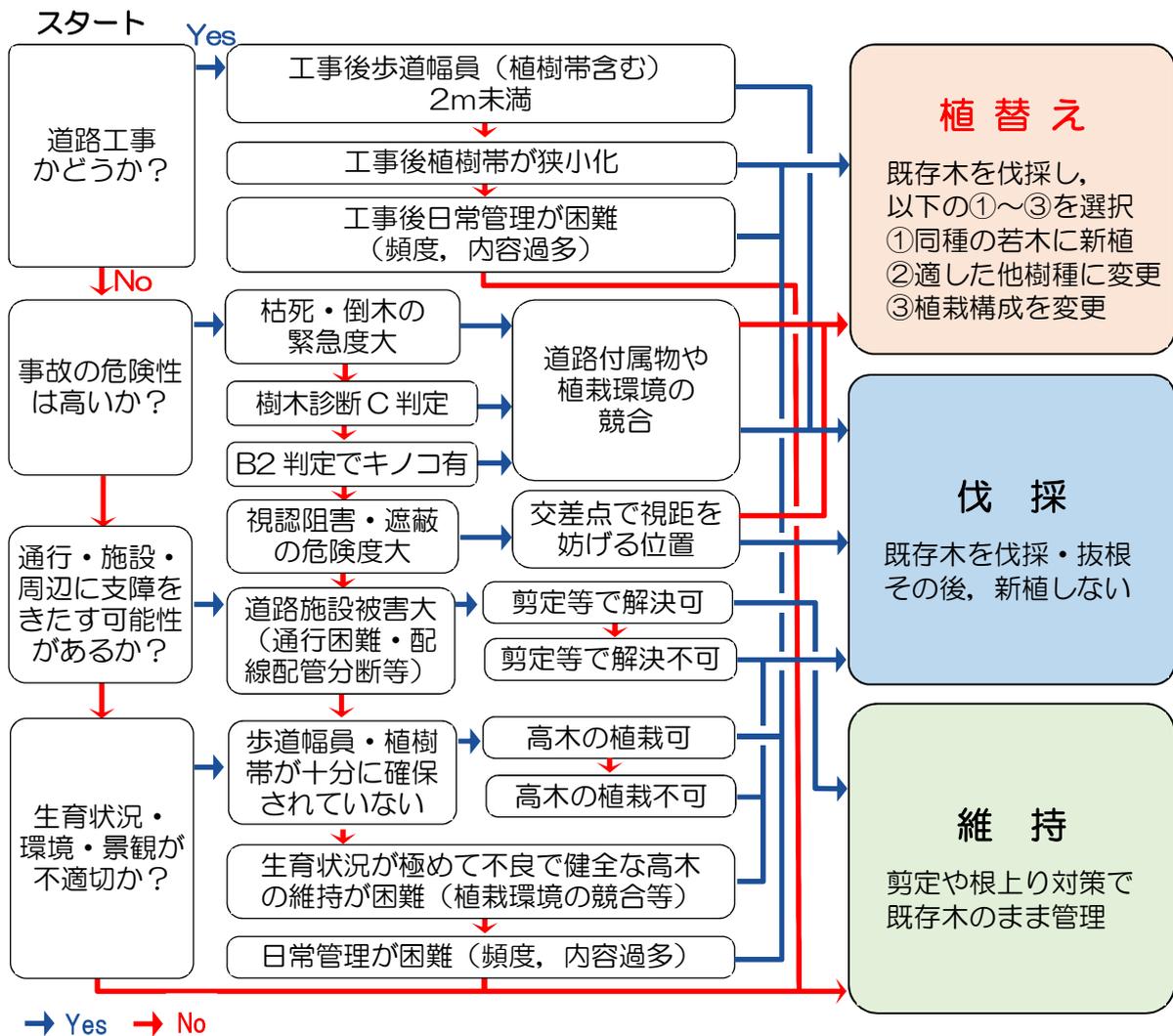


図Ⅲ-12：植替えの原則

(3) 植替えの決定

植替えは図Ⅲ-13のフローに沿い、路線環境を踏まえて決定するものとします。

樹種を変更する場合は、先述した路線ごとの管理方針で定めた樹種を参考に選定します。また、地域本来の生物多様性に配慮するために、「植栽時における在来種選定ガイドライン(東京都環境局 平成26年)」、「調布市景観形成ガイドライン」等を参考に、侵略的外来種を避け、在来種などの採用に努めます。



図Ⅲ-13：植替え決定のフロー

(4) 植替え時期の目安

植替えは、樹種特性によって適切な時期が異なります。
下表の時期を参考に、植替えを行うこととします。

表Ⅲ-4 東京近郊での植栽適期（参考：道路緑化ハンドブック）

分類	東京近郊での植栽適期
落葉樹	落葉後と発芽前（10月下旬から11月下旬までと2月下旬から4月下旬） 発芽時期は樹種により異なるため注意して判断する。
常緑樹	発芽前（3月上旬から4月上旬） 発芽後はいったん展開した新芽の葉質が固まる梅雨時が適する。
針葉樹	2月下旬から4月中旬，9月から11月上旬 最適期は3月中旬から4月中旬。

5) 伐採

健全な街路樹環境とするために、以下の（1）～（7）に該当する場合は伐採します。伐採後の詳細は（8）（9）に示します。伐採後の植替えの判断については、後述の「植替え」で記述します。

(1) 街路樹等の過密化

適切な生育空間を確保するために、適正な間隔となるよう、過密化した街路樹等のうち弱く不要な街路樹等は伐採します。

(2) 街路樹等の衰弱化

専門診断結果でC（キノコがある場合はB2）と判定された枯木や生育不良の衰弱木は、倒木等の危険が予想されるため、伐採します。（専門診断についてはⅢ6「3）樹木診断の実施」を参照）

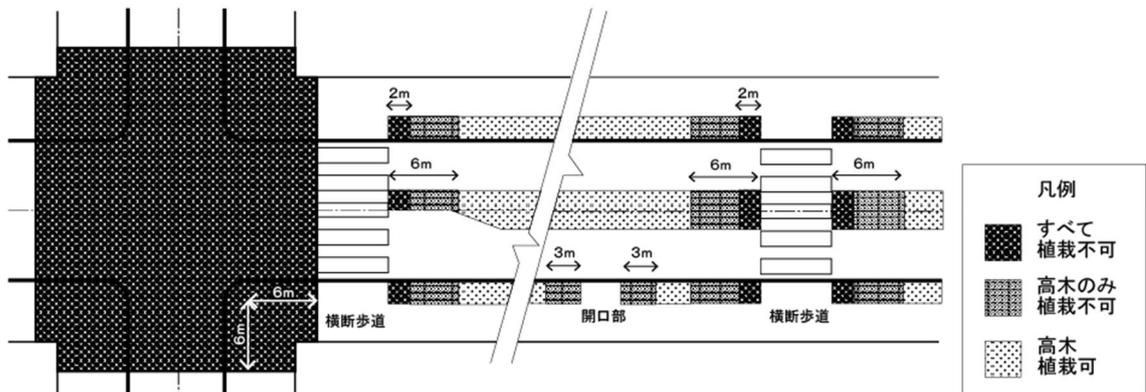
(3) 道路付属物や植栽環境の競合

照明や標識等の道路付属物と競合し、利用の妨げや安全機能の阻害となっている樹木は伐採します。また、公園などの隣接地の樹木が道路緑化の機能を発揮する場合は、安全性の確保、適切な植栽環境の確保、景観形成などの観点から、関係機関等と調整を図り、必要に応じて街路樹を伐採します。

(4) 交差点における視距の妨げ

自動車及び自転車運転者、歩行者それぞれの交通視距を確保するため、交差点や横断歩道等で下図に示す区間にある街路樹等は原則伐採します。

ただし、まちのシンボルなど景観上重要となっている樹木については、安全面についての確認を行います。また、伐採することで飛び出し等の危険が予想されるか確認します。



図Ⅲ-14：交差点付近における植栽不可箇所

(5) 緊急対応の実施

点検や診断において、人命にかかわるような倒木や落枝などの危険性が高いと判断された街路樹は、早急に樹木の伐採や枝の剪定等の対応を行います。

(6) 道路工事に影響する樹木

街路樹の位置が道路工事に影響する場合は、伐採します。

(7) 実生木や私的植栽等

実生木（種から自然に発芽した樹木）や私的植栽は、市が意図して植栽したものではなく、道路管理課では管理対象としていません。こうした植栽は、管理している他の街路樹との競合、道路付属物への影響、景観阻害などが懸念されることから、発見して影響を勘案し、関係者と協議のうえ、管理上維持すべきでない判断した場合は、伐採します。

(8) 伐採後の措置

伐採のしやすさや歩行者の植栽柵のつまずき防止等の観点から、目につく程度の高さを残して伐採します。伐採後の高木は、歩行者等への影響が見られない場合、切株の腐朽を待って抜根します。

植替えを行わない場合は、切株の抜根後、植樹帯等の構造物を撤去したうえで整地して舗装するよう努めます。



目につく程度の高さを残し
伐採した街路樹

(9) 伐採後の植栽樹の活用

街路樹伐採後の植栽樹を裸地のまま放置すると、雑草が繁茂し景観の悪化を招きます。

植替えを行わない場合は、歩行空間として舗装化するほか、地元や関係機関等と調整を図り、植栽樹の活用について検討していきます。

6) 歩行空間確保の対策

(1) 歩道幅員の確保

狭い歩道では、植樹帯が歩行空間をひっ迫し、自転車や歩行者の通行に支障が出るほか、隣地や車道に街路樹の越境や落枝などの問題が発生しています。また植樹帯も十分な幅が確保できていない場合も多く、街路樹の生育阻害などが見られます。

こうした課題を解決するために、歩道幅員を確保することを優先し、植樹帯の有効幅に応じた植栽構成への転換を図ります。

(2) 舗装の改良

経年劣化や街路樹の根上りにより不陸*が生じた舗装のうち、ずれが生じたブロックや石舗装などは段差となり、自転車や車いす、ベビーカーなどの通行に支障をきたします。

こうした危険な状態は発見し次第、速やかに修復するとともに、長期的目線で舗装のずれや段差が生じやすいブロック舗装や石舗装等を避けた舗装への転換を検討します。

※不陸：舗装面や地面が平らでなく、凸凹のある状態



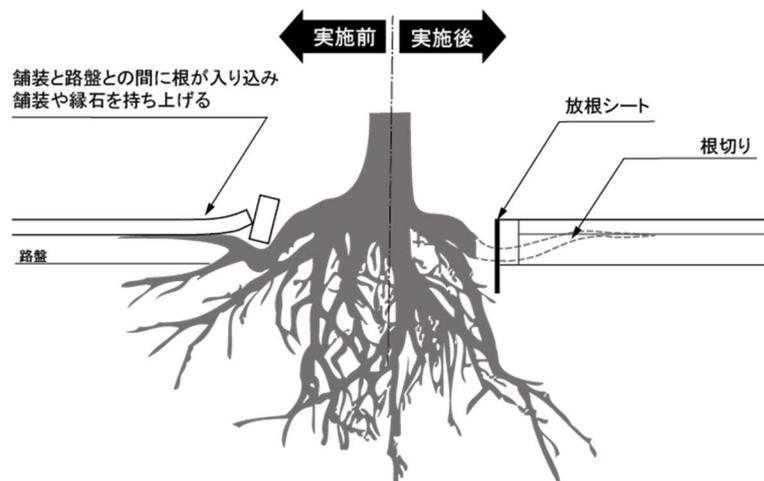
段差のできた舗装や縁石

(3) 根上りの解消

ア. 根上りの解消の考え方

根上りは、根を深く広く伸ばすことができず縁石や歩道を持ち上げてしまうことが原因です。

根上りの対応策として、舗装などを持ち上げている箇所の根を切除し、舗装や周辺施設への根の進行を抑制するほか、状況に応じて植替えを検討します。



図Ⅲ-15：根上り解消の考え方

イ. 根の切除

根上りの原因となっている根を切除し、切断面から腐朽菌等が入らないよう、防腐処理を施します。

ウ. 根の伸長抑制

縁石下や路盤内に根が侵入しないよう、シート等の障害物を設置し、物理的に遮断します。

エ. 植替え

根上りを再発する街路樹については、根の再切除により樹木の衰弱化や工事の頻発に伴う周辺などへの影響が懸念されるため、樹種変更を含め、植替えを検討します。

7) 施肥

街路樹は、その立地条件から、必ずしも樹木の生育に必要な土壌量が確保されているとは限らない環境にあります。また、落葉等の有機物は清掃で除去されるため、土壌の養分が不足します。街路樹の成長が遅い場合や衰退化していると考えられる場合は、樹種・形状・立地条件・土壌条件・生育条件などに応じた施肥を行います。

施肥の詳細は、東京都建設局公園緑地部の「街路樹等維持標準仕様書（緑地管理編）」などを参考に行います。

8) 病虫害防除

(1) 病虫害防除の考え方

街路樹には、農薬の使用を極力避け、被害を受けた部分の剪定や捕殺等により病虫害防除を行うよう最大限努めることとします。主な病虫害防除の方法は、剪定防除と薬剤防除があります。

(2) 剪定防除

幼齢期のアメリカシロヒトリ、チャドクガ等が枝葉に集団発生している場合は、この部分の枝葉を幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、速やかに処分します。

(3) 薬剤防除

主に薬剤を用いて行います。実施にあたり、農薬の使用に際しては農薬取締法等の関連法規等及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、ドリフト（飛散）に十分注意し、樹幹注入剤や誘引剤等により行います。

9) 支柱の撤去・修繕等

支柱は、植栽して根が活着するまでの間、倒木しないために設置するもので、根が伸長して倒木の恐れがなくなった時点で撤去することが前提の仮設物です。しかし、現状は放置されている現状が多く見られます。

支柱は、設置してから3～5年を目安に、支柱の揺らぎを確認の上、撤去・修繕の判断することを原則とします。

パトロールや管理作業時による日常点検（巡回）または診断時で不具合が見つかった場合は、樹木医による支柱の点検を行い、撤去や修繕などを判断します。



撤去の時期を迎えた支柱

ヒコバエ（ヤゴ）

樹木の根元または地中の根元に近い根から発生する勢いの強い小枝で「ヤゴ」とも呼ばれます。イチョウ、ウメ、ゲッケイジュ、モクレン等に多く見られます。衰弱した樹木に現れる現象で、樹形を乱し幹の生育を妨げるため、幹又は根部に沿って付け根から切除します。



ヒコバエ

うどんこ病（白渋病）

樹木の葉が糸状菌の菌糸で覆われ白くなり、うどん粉を撒いたように見えます。ハナミズキ、サルスベリ、カシ類、マサキ、カエデ類等に多く見られます。枯れることはないものの、樹勢が弱り、新葉・新梢が奇形となり花が咲かないことがあります。主な防除法として、落葉樹は冬季に落葉を焼却処分し、常緑樹では被害の厳しい感染部の除去、及びその時期に農薬取締法にも基づき登録された薬剤の散布を行います。



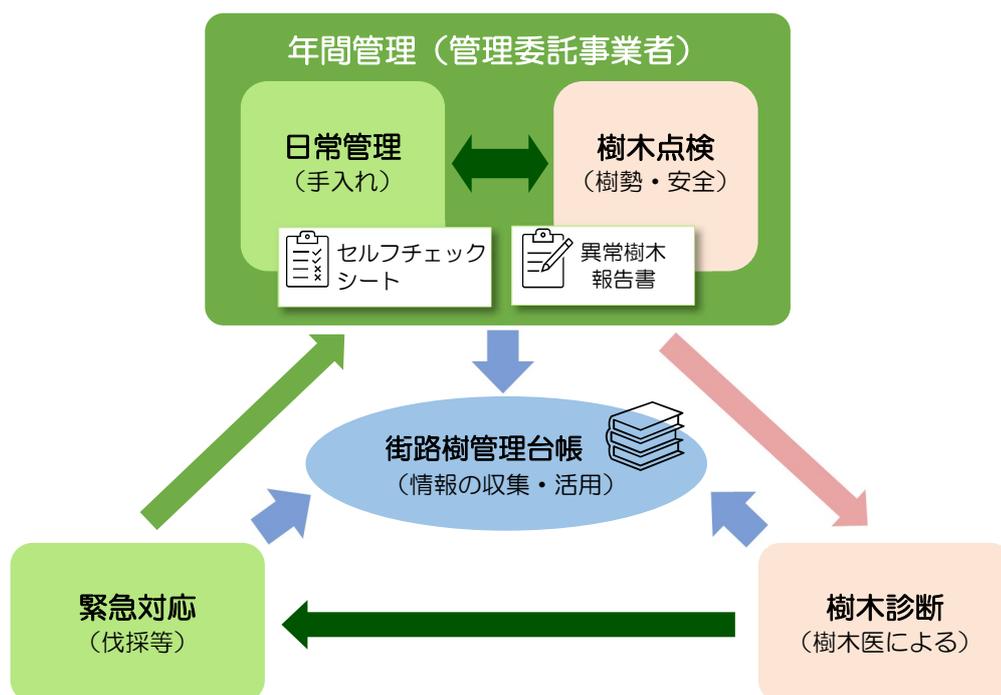
うどんこ病

2) 管理情報の充実

(1) 街路樹管理台帳

本計画とあわせ整備した「街路樹管理台帳」は、今後の管理作業のフィードバックを中心に追加情報を蓄積し充実を図ることで、植替え樹木の予測や事業費試算に役立てます。また、全市域の概ねのデータが揃った段階で、後述の予防的植替えの実施路線の抽出や、事業の試算等に活用していきます。

現況の項目	追加情報と入手・入力手法
①路線名	①整備年度・更新年度 →既存資料から、道路整備年度や街路樹の更新年度を把握し記入 ②劣化や病虫害の発生と措置の記録 →発生時からその後の措置までカルテで管理、対応後内容を台帳に追加 ③危険箇所や不具合の発生と措置の記録 →発生時からその後の措置までカルテで管理、対応後内容を台帳に追加 ④経過観察樹木 →劣化や不具合が発生し、即時対応の必要が無いものについて、更新検討の候補としてマーク
②樹種名	
③樹高	
④葉張り	
⑤幹周	
⑥植栽樹の有無	
⑦健全度調査の実施年	
⑧市民要望履歴	



図Ⅲ-17：維持管理サイクル

(2) 年間管理（管理委託）の報告

管理委託の中で異常が見られる樹木は、事業者が図Ⅲ-18の「異常樹木報告書」の形で市に提出し、今後の対処を検討します。

異常樹木は今後の管理に支障をきたす可能性がある樹木を対象とし、点検にあたっては、異常樹木報告書にその要点を示して点検しやすいようにします。

今後は、異常樹木の点検及び同報告書の提出を、管理委託の作業項目「樹木調査」において位置づけ、全事業者に実施を義務付けていくとともに、対応措置の記録も含めたカルテとして束ね、前述の「街路樹管理台帳」へと反映させていきます。

異常樹木報告書(案)					
委託件名	〇〇〇〇	会社名	〇〇〇〇		
路線名	〇〇〇〇	点検者	〇〇〇〇	点検日	〇〇〇〇
樹種名	〇〇〇〇	樹木番号	〇〇〇〇	幹周	63 cm
異常内容		部 位			
① 樹木が枯死している	-				
② 枝が枯れている	○				
③ 根元や幹に傾斜がある	-				
④ 支柱の破損、結束不良がある	○				
⑤ 傷や樹皮欠損がある	○				
⑥ 空洞がある	-				
⑦ キノコがはえている	-				
⑧ 大枝や幹に建築限界超えがある	-				
⑨ 架空線や施設の接触がある	-				
⑩ その他点検者が異常と判断した内容及び特記					
樹皮欠損はあるが小さい。					
異常箇所写真					
点検による判定					
<input type="checkbox"/> 撤去が必要 <input checked="" type="checkbox"/> 処置が必要 (剪定) <input checked="" type="checkbox"/> 支柱撤去・その他:) 緊急性の有無 (あり・ <input checked="" type="checkbox"/> なし)					
<input type="checkbox"/> 専門診断が必要					

図Ⅲ-18：異常樹木報告書（案）

(3) 樹木診断結果

市では、将来的に倒木等が懸念される街路樹を対象に、樹木診断を実施し、その結果に基づき、事故が起こらないよう経過観察や対処などを行っています。

今後は街路樹ごとにこの診断結果を履歴として残し、今後の街路樹の予防保全や植替えについて検討します。

(4) 意見等受付の履歴

市に寄せられた市民の意見等について、受付日時や問題となる場所、意見等の内容、意見等への対応などを一覧管理しています。今後は街路樹ごとにこの情報を履歴として残し、それぞれが過去にどのような意見等があったかを把握できるようにすることで、今後の街路樹の予防保全や植替えについて検討します。

3) 樹木診断の実施

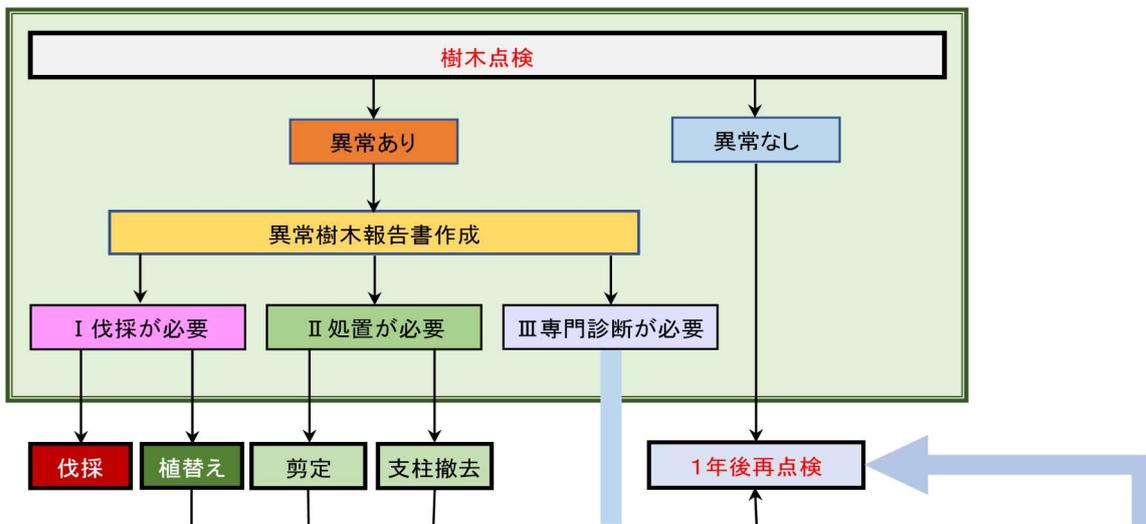
(1) 樹木診断（街路樹）の目的

管理方法や生育環境によっても異なりますが、経年に伴う街路樹の大径木化や老木化により様々な問題が生じてきます。落枝や倒木等大きな事故の発生を未然に防ぐためにも、適切な樹木診断の実施による街路樹の状況の把握が必要となります。

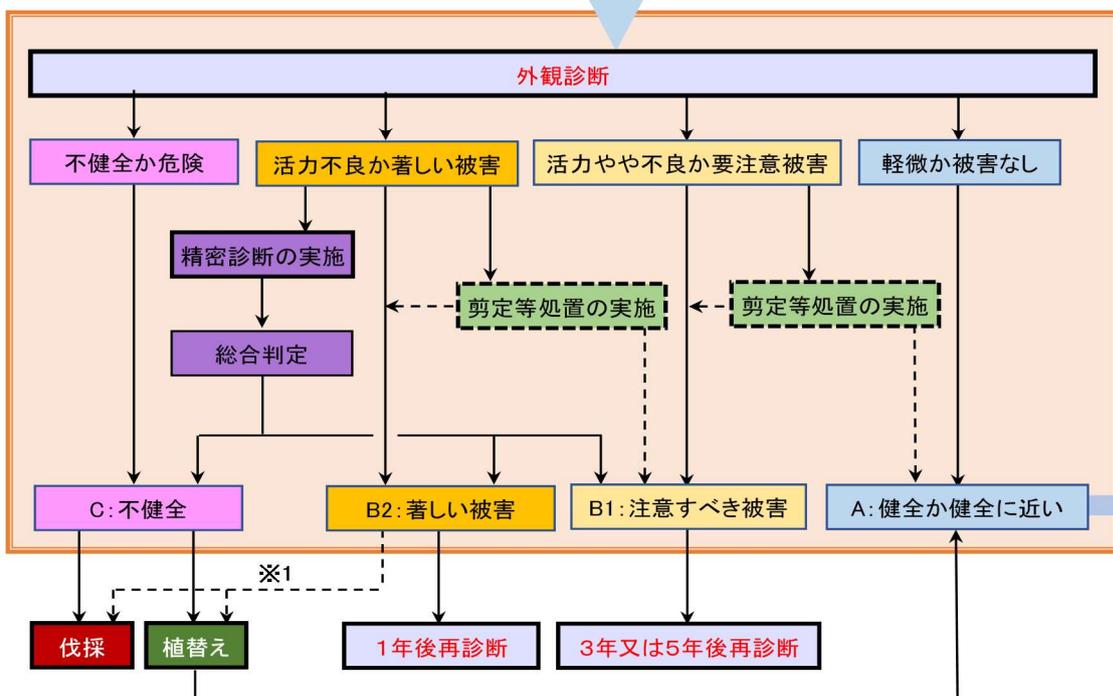
(2) 調布市の樹木診断（街路樹）の考え方

安全で快適な街路環境と街路樹の健全性を恒常的に維持するために、管理委託事業者による「樹木点検」と樹木医による「専門診断」のサイクルを連携させ、合理的かつ経済性も考慮した調布市独自の樹木診断（街路樹）システムを構築し、これを適確に運用します。

■管理業者による点検のフロー



■樹木医による専門診断のフロー



※1：B2 判定であっても、進行の著しい被害やベッコウタケ等殺傷力の強いキノコが着生していて将来不健全となる確率が高い樹木については、管理者の判断により予防措置として伐採または植替えを行う

図Ⅲ-19：樹木診断（街路樹）の考え方

(3) 調布市の樹木診断（街路樹）システム概要と診断周期

ア. 管理委託事業者による点検の実施

年間管理において管理委託事業者による「樹木点検」を行い、異常の認められた樹木について、伐採及び剪定等の処置及び専門診断の必要性を判定、処置の必要な樹木については適確な処置を実施し、問題の無かった樹木と合わせ毎年周期で「樹木点検」を継続します。

イ. 樹木医による専門診断の実施

「樹木点検」において専門診断が必要と判定された樹木については、樹木医が「外観診断」を行います。「外観診断」の結果、必要に応じて機器を使用した精密診断を実施、伐採及び剪定等の各種処置を実施したうえで、「専門診断」で規定する周期の「再診断」を継続します。

「外観診断」の結果健全または健全に近いと判定された樹木については、翌年から「樹木点検」を継続します。

(4) 樹木診断（街路樹）の内容

ア. 樹木点検：街路樹の全木調査による異常樹木の抽出

年間管理において主に目視による「樹木点検」を行い、異常の認められた樹木について「異常樹木報告書」を作成します（図Ⅲ-18）。

「異常樹木報告書」の様式は初期診断表「平成 22 年度街路樹診断マニュアル（東京都建設局公園緑地部）」を簡易化した調布市独自様式とします。

【異常樹木の判断基準と判定】

- ①樹木が枯死している→伐採
- ②枝が枯れている→剪定
- ③根元や幹に傾斜がある（揺らぎあり・傾斜角 15° 以上）→専門診断
- ④支柱に破損や結束不良がある→樹木に揺らぎがある→専門診断
→樹木に揺らぎがない（支柱に頼らず樹木安定）→支柱撤去
- ⑤傷や樹皮欠損がある（縦 30cm 以上または周囲長比率 1/3 以上の幅・腐朽がある）→専門診断
- ⑥空洞がある（奥行きが芯に達する・縦 30cm 以上または周囲長比率 1/3 以上の幅・腐朽がある）→専門診断
- ⑦キノコが発生している（全てのキノコ）→専門診断
- ⑧大枝や幹に建築限界超えがある→大枝に建築限界超えがある→剪定
幹に建築限界超えがある→専門診断
- ⑨架空線や施設の接触・くい込みがある→専門診断
- ⑩その他報告者が異常と判断した内容

異常樹木報告書における判定はⅠ「伐採が必要」、Ⅱ「処置が必要」、Ⅲ「専門診断が必要」の3種とし、伐採及び剪定の処置に関しては緊急性の有無も判定します。

また、伐採樹木については視距の阻害や施設干渉の有無や街路樹としての機能を十分発揮できるか等の再評価を行った上で、伐採または植替えを判断します。

イ. 専門診断：異常樹木に対する外観診断及び精密診断

ア) 外観診断

外観診断は「平成 26 年度街路樹診断マニュアル（東京都建設局公園緑地部）」に基づき（財）日本緑化センター認定登録の「樹木医」有資格者が行います。

外観診断は活力診断と大枝、幹、根元の部位診断を行い、それぞれ4段階で判定して悪い方の判定を採用します。



外観診断の様子

【判定基準】

A（健全または健全に近い）

活力が良好で部位に問題がない，または被害があっても局所的なもの，軽微な処置を行えば改善する樹木

B1（注意すべき被害がある）

活力に若干の問題のある樹木や，処置の有無にかかわらず注意すべき被害がある樹木

B2（著しい被害がある）

著しい樹勢不良や樹形不良等，活力に問題のある樹木や，折損・倒木の恐れはないが今後被害の進行に注意を要する樹木

※剪定等の処置を要する著しい被害のある樹木の部位判定は B2 であるが，処置後改善される樹木の外観判定は B1

C（不健全）

活力が極めて不良で枯死またはこれに近い，被害が著しく回復が期待出来ない，倒木や幹折れの危険性が高い樹木

イ) 精密診断

B2 判定の樹木のうち，折損・倒木の可能性があるが外観診断だけでは判断できない樹木については，必要に応じて精密診断を行います。

精密診断は「平成 26 年度街路樹診断マニュアル（東京都建設局公園緑地部）」に基づき（財）日本緑化センター認定登録の「樹木医」有資格者が行います。

精密診断で使用する機器は貫入抵抗測定器(ResistgraphPD シリーズ)を標準とし，錐の長さが測定部の直径の 1/2 以上のものを使用します。

ただし，測定部位の直径が 30cm を超えるサクラ類やロータリー等のシンボルツリー，測定直径 120cm 以上の大径木については，振多点式応力波速度測定器（ArborSonic3D）または多点式音響波樹木内部診断機（ドクターウッズ）等，被害部断面の CT 画像描画が可能な機器を使用します。



精密診断の様子

【精密診断判定基準】

10%未満：A（健全または健全に近い）

10%以上 30%未満：B1（注意すべき被害がある）

30%以上 50%未満：B2（著しい被害がある）

50%以上：C（不健全）

【総合判定及び診断周期】

精密診断を行った樹木は外観判定の結果と腐朽度判定を総合的に判断して最終判定及び処置を決定します。処置後は再診断スケジュールに従って次回診断を行います。

A（健全または健全に近い）：再診断は行わず「樹木調査」のサイクルに組み込む

B1（注意すべき被害がある）：必要な処置を施し，3年又は5年後再診断

※B1 判定の診断周期は標準 5 年とするが，被害進行に注意を要するものは 3 年後とする

B2（著しい被害がある）：必要な処置を施し，1 年後再診断

※B2 判定であっても，進行の著しい被害やベッコウタケ等殺傷力の強いキノコが着生していて将来不健全となる確率が高い樹木については，管理者の判断により予防措置として伐採または植替えを行う

C（不健全）：伐採または植え替え

※C 判定樹木については，視距の阻害や施設干渉の有無や街路樹としての機能を十分発揮できるか等の再評価を行った上で，伐採または植替えを判断する

4) 管理を強化する路線の設定

(1) 「管理を強化する路線」とは

街路樹を有する76路線のうち、危険箇所や不具合の発生状況、道路の整備年度や推定樹齢、本計画で設定した類型区分等から、近々の植替え事業の具体化が必要と考えられる路線を「管理を強化する路線」に設定し、植替え計画を策定、植替え事業の具体化を進めていきます。

(2) 管理を強化する路線と植替え事業イメージ

「管理を強化する路線」として、以下の5路線を設定しました。

なお、樹木の老木化や大径木化の影響が顕著なサクラ並木の植替えについては、「IV.街路樹のサクラに関する管理方針」で、より具体的な検討を行っています。

管理を強化する路線	植替えが必要な樹木	選定理由と植替え事業イメージ
【B11】 羽毛下通り	サクラ並木	サクラの大径木化・老木化と競合による生育不良、狭い歩道上で通行の障害となる等の不具合が生じており、植替え事業の検討・実施が急がれます。
【B04】 桜堤通り		
【B10】 染地通り	サクラ並木	サクラの大径木化・老木化と競合による生育不良、狭い歩道上で通行の障害となる等の不具合が生じており、植替え事業の検討・実施が急がれます。
【B19】 深大寺通り		
【D13】 野川サイクリングロード		
	ケヤキ大木	大径木化したケヤキは、貴重な緑のシンボルとなっている一方で、交通安全上の問題や生育環境の問題(狭小な植栽基盤)を抱えています。今後台風等の強風による倒木の危険があるため、ケヤキの伐採もしくは移植、交差点部の改良も含めた植替え事業の検討・実施が急がれます。

5) 予防的植替え

(1) 「予防的植替え」とは

現在、植替えは、危険箇所や不具合が発生した時、あるいは樹木診断結果からその必要が認められた場合に実施しています。一方、道路緑化技術基準では、「大径木化、高木化等により道路の区域内で健全な樹形や良好な景観が維持できなくなると予想される場合には、計画的かつ段階的に植替えを検討する」とし、危険箇所や不具合が発生する前に「予防的植替え」を実施することが推奨されています。このため、「予防的植替え」の事業化は、本計画の趣旨である「計画的な維持管理」の実現に不可欠な取組です。

(2) 予防的植替えの目的

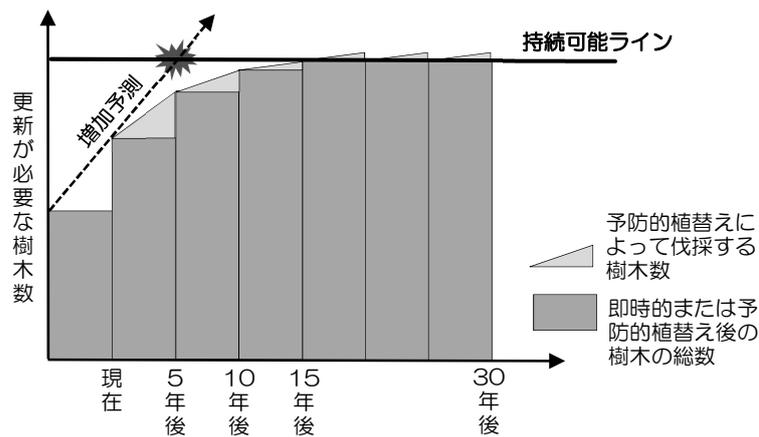
「予防的植替え」は、以下のような成果を期待して実施します。

- ① 危険箇所や不具合の発生を未然に防ぎ、事故や被害を最小限に抑制
- ② 評価に基づく優先度の高い路線から着手して、植替え効果を向上
- ③ 道路や沿道土地利用の変化に適應した街路樹への円滑な移行
- ④ 市全体のバランスをとりつつ、地域の景観の質を保ちながらの植替えが可能
- ⑤ 必要な工事を事前に把握し、予算・人員の予測が可能
- ⑥ 路線ごとの実施、道路整備・沿道開発に伴う実施で予算を削減
- ⑦ 寿命を迎える樹木の増加ピークに備え、持続可能な管理サイクルを構築

(3) 予防的植替えの事業化に向けて

本計画に基づき、概ね5年間は前述の「管理を強化する路線」として示した5路線における植替え（予防的植替えを含む）を優先しながら、今後の「予防的植替え」の計画的な実施に必要なデータの蓄積・充実を進めていきます。

その後は、蓄積されたデータに基づき、目標に「植替え優先路線」（概ね10年後を目安に）を設定し、これらの植替え事業の具体化を進めていきます。更に、経年発生する植替えが必要な樹木数と実際に植替えを行う樹木数の推移が、持続可能ライン上で維持できる管理サイクルの実現（概ね15年後を目安に）を目指します。



図Ⅲ-20：予防的植替えの推進イメージ

6) その他、計画的管理に有効な事項

(1) 技術者の指導と認定制度

「管理技術指針」の内容を周知し、気候変動に伴い発生する新たな課題への対策、道路整備やまちづくり事業などの留意すべき事項の情報共有等、技術指導や勉強会の機会を設け、管理技術のレベルアップを図ります。

また、これらの知識や技術などを習得した、質の高い管理が実施できる人材のストックを目的に、技術者の認定制度についても今後検討していきます。

(2) PDCA サイクルによる運用

本計画（Plan）は、実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）という過程、いわゆるPDCA サイクルを5年ごとに経ながら、「管理を強化する路線」における植替え事業を推進していきます。

なお、植替えの必要と実施が持続可能ライン上で推移し始めると予測される概ね15年後を目安に、計画自体の見直しを行います。